

このまちと共に、
ずっと、もっと。
ヒューマンライツ福祉協会設立20周年記念誌
1995—2015

〈はじめに〉協会設立20周年にあたって	1
設立20周年に寄せて	2
お祝いメッセージ	5
ヒューマンライツ福祉協会20年の歩み	6
ありがとう 功労表彰者のご紹介	9
20年の取り組みを振り返って 1	
西成障害者会館の設立	10
社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会の設立	11
総合就労支援という発想—アスタックの挑戦	12
障害者の自立、権利擁護に向けて—障害者相談支援の取り組み	13
障害を差別しない—精神障害者支援の先駆的取り組み	14
地域で共に生きる—障害者グループホーム	15
ソーシャルファームという可能性—ヒューマンアグリ創設	16
当事者と共に社会を変える—当事者活動支援	17
きのうから明日へ—支え合う仲間たち	18
20年の取り組みを振り返って 2	
住民が始め、住民が担う福祉—西成食事サービスの取り組み	22
認知症問題を地域課題として—鶴黛から始まる認知症高齢者支援	23
24時間365日ケアの届くまち—24時間ホームヘルプサービス	24
地域介護支援施設（まちの人の居室）としての特養—すずらんの建設	25
住宅問題は地域福祉の基本—サービス付き高齢者向け住宅の取り組み	26
地域で高齢者の生きがい支援—延寿荘からプラザ西成へ	27
ひとり親世帯の支援と当事者の奮闘	28
当事者に学び、伴走する—ハンセン病問題への取り組み	29
援護福祉というアプローチ—ヒューマン援護福祉プラザ	30
競争・淘汰の時代を迎えて—運営から経営へ	31
社会的評価に耐えうる品質標準—ISO認証取得	32
20th Topics 新事業拠点オープン	33
〈おわりに〉2025年を展望する	34
【資料1】歴代役員一覧	36
【資料2】財務諸表（貸借対照表）の推移	38

協会設立20周年にあたって



社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会
理事長

摺木 利幸

今を遡ること20有余年前、このまちの小中学校で障がい児へのいじめ事件が相次いでいました。親たちは悲しみ、怒り、学校に怒鳴り込むことで、納得できない自分の気持ちを抑え込んでいました。しかしそれでは何の解決にもならないと気づき、考え、行動し、賛同の輪を拡げ、大阪市立西成障害者会館設立にこぎ着けました。このときの取り組みが「福祉でまちづくり」の始まりであり、社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会設立のきっかけともいえます。西成の人権運動が差別のないまちづくりの具体化に歩み始めた瞬間でもありました。

その後、まちの高齢化に係わる課題が顕著となり、協会設立に至ったのですが、障がい児の保護者運動に学び、「ひと」や「まち」を通じて見える社会を変え、このまちで「くらし」続けていくことを実現していきたいと願うまちの人々の思いにこたえとともに、援助を要する人々に寄り添い、社会福祉事業を活用した福祉運動を進めていくことを決意しました。

20年前の協会設立時に作成した設立趣意書の中で、「自立・参加・共生」の3つのキーワードを記しました。全ての人が「自立」し、地域社会に「参加」し、共に暮らせる「共生」社会を実現することを当協会の目標としました。この目標達成に向けて20年間走り続け、今日を迎えることができました。あらためて身を引き締め、職員と一緒に進み続けたいと決意しています。

私たちのまち西成区は福祉課題が輻輳し、からみあい、その解決を難しくしています。困難に立ち向かう人たちには、疲れも見えます。私たちの役割は、目標達成に援助を要する人々をインクルージブし、エンパワーメント支援する(居場所と出番をつくる)ことだと考えています。福祉事業で人々の生活権を保障するだけでなく、憲法第13条にある幸福追求権を実現したいと考えています。

さまざまな想いを抱き、さまざまなことを行ってきました。まちの人たちや関係行政、さまざまな団体のお力添えと協力、また惜しまれながらお亡くなりになった大谷 強前理事長の優しく暖かく、そして力強いご指導があればこそこの20年だと強く感じ、心より感謝を申し上げます。

これからも地域立・市民立福祉法人であることを忘れず、まちの真ん中で元気に動き続けます。

設立20周年に寄せて



部落解放同盟西成支部
支部長

寺本 良弘

これからもまちづくりの良きパートナーとして

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会
創立20周年おめでとうございます。

さて、1995年12月に「市民立」「まちづくり立」の社会福祉法人として生まれて、はや20年。さまざまな社会的問題を抱える同和地区において、単に福祉事業を行うのではなく、人権という角度からすべての人の自己実現と尊厳を守る福祉。24時間365日の在宅支援をめざして、福祉の先進地となるまちづくりを進めようと、この20年間、素晴らしい成果をあげてこられた事に敬意を表します。

しかし、2003年の地対財特法失効後、一般施策を活用した同和問題の解決に向けて歩みを進める中、2006年5月に発覚した飛鳥会事件以降、行政との関係が大きく変わり、私たちのまちづくりは大きな影響を受け、後退をよぎなくされました。その後、支部は福祉法人や株式会社ナイスとしっかりとした協力関係を築きながら、自力自答のまちづくり運動を進めるべく方向転換を図りました。

貧困、就労、少子・高齢化、教育・子育て、

障がい者問題、虐待、住宅問題など、今もなお私たちの地域では解決しなければならない問題が山積ですが、日本で初めての民設・民営の「隣保館」も完成し、さまざまなまちの課題を解決するための事業等を行います。社会環境の変化は激しく、貧富の格差が大きくなり、ヘイトスピーチや部落差別投書など差別が平然と行われるような状況ですが、地域に暮らす皆さんと共にそんな差別と闘っていきたいと思います。

「このまちに住んでよかった」と多くの人が思えるような「まちづくり」を、これからも「ヒューマンライツ福祉協会」と連携しながら進めて行きたいと考えています。益々の貴法人の発展を心から祈念してごあいさつにさせていただきます。



社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会
会長

乾 繁夫

西成区の地域福祉の推進に一層のご協力を

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会が、創立20年を迎えられましたこと、心からお祝いを申し上げます。

貴法人におかれましては、平成7年に「福祉でまちづくり」を設立の理念に掲げ法人を設立されて以来、人権を基礎に「自立・参加・共生」の視点に立つ事業運営を行うことにより、誰もが安心して暮らせ、自由に心を通いあわせることができるまちづくりに尽力されてきました。

振り返りますと、この20年間は、介護保険法や社会福祉法、障害者総合支援法の施行等にもられるように、社会福祉の基礎構造改革が推進され、近年には地域を基盤とした「地域包括ケア」の推進が展開されるなど、福祉環境が大きく変動してきた期間でした。この間、貴法人は平成8年の鶴見橋地域在宅サービスステーションの開所をはじめ、平成11年の特別養護老人ホーム「まちかどホームすずらん」、平成13年の総合就労支援福祉施設「にしなりWing」の開所など、35か所で20事

業におよぶ障がい者や高齢者の福祉事業を拡大展開され、いずれも利用者本位の視点に立ち、先駆的取り組みをなされています。

また平成16年よりの西成区地域福祉アクションプランの策定推進や「あったかハートをつないで」等の事業に常に主導的役割を担われ、西成区の福祉と人権推進に大きく寄与されましたことに感謝申しあげます。私自身も法人設立から16年余、理事として関わらせていただき、大谷氏、摺木氏両理事長さんをはじめ、歴代理事、役員、職員の皆様の使命感あふれる熱意とご努力に深く敬意を表する次第です。この度の創立20周年を契機として、将来へのより確かな活動基盤を築かれ、さらには、西成区の地域福祉の推進に対しても、一層のご協力を賜りますことを、心からお願い申し上げる次第であります。

結びに、社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会の今後益々のご発展と皆様方のご健勝・ご活躍をお祈りいたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



株式会社ナイス代表取締役

富田 一幸

地域に溶けていく法人に

1989年に地域の障害者を訪問する実態調査を担ったのは、当時の部落解放同盟西成支部青年部のメンバーで、松岡徹さんのリーダーシップなしには実行できなかったが、それは衝撃的で、いま思っても画期的なものだった。その後、加藤めぐみさんと摺木利幸さんが、出城のプレハブの障害者会館準備室に陣取り、地域の福祉ニーズを掘り起こしてくれたが、その行動力は素晴らしいものだった。そして、北津守の公営住宅での孤独死があり、食事サービスが始まったのだが、橋本フタエさんの「これからの福祉は、やってあげやってもらうではなく、やっていこうだ」の名言にも後押しされて、「地域立社会福祉法人」は生まれた。

当時の部落解放運動にあって、同和対策に頼らない、運動の浄財を福祉に投資する、職員採用を公募にする等々未知の経験であったが、吉岡成志さん(故人)などの勇断があった。著名な社会福祉学者であり、社会福祉と部落問題の両方に通じておられた大谷強

先生(故人)に初代の理事長をお願いしたのは、いま思えば厚顔な行いであったが、思わぬ快諾をいただき、法人の礎を築いた。精神障害者の地域デビューを試みた「にしなり農園」構想は、地域住民とのコンフリクトを引き起こし、建設を断念した。苦い思い出となったが、地域住民との間に後遺症を残さなかったのは幸いだった。

直近のパークコートでのサービス付き高齢者住宅は、突然の住宅扶助額引き下げもあって、敢えてリスクを取る事業となったが、民設置民営の隣保事業を支える法人の勇断には感謝している。施設も事業もつくるのは易いが、社会福祉法人が特別の扱いを受けていた時代ならいざしらず、そうでない時代にあって、長く続けていくのは難しい。部落解放運動も、同和対策という期限がなくなった「これから」を歩いているが、道は険しい。

よくぞ20年、されど20年、たゆまなき前進を祈念します。

お祝いメッセージ

大阪医療福祉専門学校
理学療法士科
学科長

河野 孝範

創立20周年、誠にありがとうございます。貴協会には大変お世話になっており、心より感謝申し上げます。

本校卒業生が、貴協会の西成障害者会館及びツルミ診療所にて、リハビリテーション業務に尽力している姿を見て、大変頼もしく感じておりました。多くの理学療法士を育成して頂き、本校にとって無くてはならない施設となっております。

今後も継続してご協力を賜れば幸いです。

貴協会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

関西学院大学人間福祉学部
学部長

室田 保夫

法人設立20周年、誠にありがとうございます。

社会問題や生活問題が集中する西成の地で、「地域立」「市民立」をミッションにして、一人ひとりのニーズに応える「福祉でまちづくり」を実践され、それが今では深々と根を張り、広々と花を咲かせていることは何より感慨深いことです。故大谷強先生も、その花々を空から暖かく見守っておられることでしょう。又毎年実習生のお引き受けを頂き感謝申し上げます。

今後とも益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

株式会社柏原マルタマフーズ
部長

安江 泰一

20周年おめでとうございます。1つの節目を迎えられた事は大変すばらしいことです。皆さまのご努力があつてのことと思います。

益々、その「地域力」地域に根ざした取り組みを、更に高めて頂けるよう今後のご発展をお祈りし、お祝いのことばと致します。

日清医療食品株式会社 関西支店
支店長

立林 勝美

創立二十周年を迎えられ、誠にありがとうございます。

幾多の苦難を乗り越えられ、栄えある二十周年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

貴協会の理念である[自立]・[参加]・[共生]の視点に立つ福祉でまちづくりを長年に渡り実施されて来られ、障がい者の生活を支える人権基礎のご功績に敬意を表すと共に、今後ますます貴協会が、ご躍進されますことを願っております。

年 代	ヒューマンライツ福祉協会	西成地区	社会状況
1993年		西成地区障害者人権を守る会(現・西成区障害者の人権を守る会)結成 大阪市立西成障害者会館開設 高齢者ニーズ調査 (財)ヒューマンライツ教育財団設立	障害者基本法 大和川病院事件
1994年		西成地区まちづくり委員会発足	新ゴールドプラン 高齢社会(全国高齢化率14.5%)突入 障害者白書初刊行
1995年	法人設立(12月27日)	生活支援型食事サービス事業開始 (地域の独自事業) 阪神・淡路大震災被災障害者支援 生きがい労働事業団発足	阪神・淡路大震災 精神保健福祉法施行
1996年	鶴見橋地域在宅サービスステーション開設(B型デイサービス・在宅介護支援センター)	自立就労支援センターワークあい開設	らい予防法廃止
1997年	認知症型(E型)デイサービス事業受託	福祉と靴の店チャレンジド開設 (株)ナイス設立	精神保健福祉士法施行 安田病院事件
1998年	精神障害者地域生活支援事業(グループホームポレポレ寮開設) ヒューマンライツホームヘルプセンター開設 難病等ホームヘルパー派遣事業受託 大阪市障がい者就労支援センター西成分室事業受託	障害者地域生活支援の集い あったかハートをつないで開始	知的障害者福祉法施行 長野パラリンピック大会
1999年	特別養護老人ホーム まちかどホーム すずらん開設 精神障害者地域生活支援事業(グループホーム第2ポレポレ寮開設)	まざあ開設 ひとり親家庭自立促進支援事業開始 西成製靴塾開講	地域福祉権利擁護事業開始 成年後見制度制定 ゴールドプラン21
2000年	居宅介護支援事業所ヒューマンケアプランセンター開設 知的障害者地域生活援助事業グループホームなごみ開設	西成差別実態調査 わが町西成子育てネット結成	介護保険制度施行 社会福祉基礎構造改革 社会福祉法施行 交通バリアフリー法施行 「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書
2001年	生活支援型食事サービス事業受託 総合就労支援福祉施設にしなりWing開設 福祉ホームふれんど開設 精神障害者地域生活支援センターサワサワ開設	レンタルینگ集約化工場完成 定期借地権付きコーポラティブ住宅完成	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行 らい予防法国家賠償訴訟で違憲判決 大阪教育大学付属池田小学校事件

年 代	ヒューマンライツ福祉協会	西成地区	社会状況
2002年	高齢者ケア付き住宅生活援助員派遣事業受託 身体障害者相談支援事業・知的障害者相談支援事業受託 梅南・橘地域在宅サービスステーション事業受託	地域改善対策特別措置法失効 西成くらし組合結成	身体障害者補助犬法施行 ホームレス自立支援法施行 障害者基本計画策定
2003年	認知症高齢者対応型グループホームなでしこ開設 重度障害者グループホームふくろう開設	出城に大阪市社会福祉研修・情報センター開設 なにわ筋拡張延伸	支援費制度施行 医療観察法施行 「2015年の高齢者介護」報告
2004年	ハンセン病問題真相究明・社会復帰支援事業開始(独自事業) 知的障害者グループホームすてっぷ開設 障害者の様態に応じた多様な委託訓練事業開始	大阪市地域福祉計画策定	発達障害者支援法施行 障害者基本法改正
2005年		西成高齢者熱と光の会結成 子育て運動 えん設立	介護保険法改正 高齢者虐待防止法施行
2006年	訪問看護ステーションいちご開設 知的障害者グループホームじゃんぶ開設 精神障害者グループホームほっぷ開設 障害児デイサービス事業・日中一時支援事業開始	西成解放会館が西成人権文化センターに改組 NPO法人エスアイ協会設立 医療法人ヒューマンライツ健康協会設立	障害者自立支援法施行 学校教育法改正 認定子ども園法施行 障害者雇用促進法改正
2007年	大阪市立西成障害者会館管理運営事業受託	延寿荘廃止反対の取り組み 人権文化センター廃止反対の取り組み ツルミ診療所新築移転 くらし食堂開設	失われた年金問題発覚 地域福祉権利擁護事業が日常生活自立支援事業に改訂 コムスン問題発覚
2008年	高齢者地域活動支援ブラザ西成事業受託	西成区北西部まちづくり委員会発足	新待機児童ゼロ作戦発表 後期高齢者医療制度開始 日比谷公園に年越し派遣村設置
2009年	ISO9001認証取得		ハンセン病問題基本法施行 子ども手当制度開始

年 代	ヒューマンライツ福祉協会	西成地区	社会状況
2010年	ヒューマン援護福祉プラザ開設		
	西成区北西部地域包括支援センター事業受託		
2011年	まちづくりエンアパートメント アイビスコート開設	市民交流センターにしなり開設	東日本大震災 高齢者の居住の安定確保に関する法律改訂 障害者虐待防止法施行
	ヒューマンワークステーション開設		
2012年	障害者グループホームアグリ寮開設（岸和田市）		子ども・子育て支援法施行 生活保護パッシング表面化
	ソーシャルファーム ヒューマンアグリ開設		
	西成区障がい者相談支援センター・天王寺区障がい者相談支援センター事業受託		
	地域密着型特別養護老人ホーム まちかどホームやまゆり開設		
	コミュニティキッチン8開設 重度障がい者グループホーム サルビアの家開設		
2013年	西成区障がい者相談支援センター南部分室・放課後等デイサービスキッズスマイル開設		
	ヒューマンケアプランセンターながはし開設		
2014年	西成障害者会館土地・建物購入		障害者総合支援法施行 日本がハーグ条約批准 障害者差別解消法 日本が障害者権利条約批准
2014年	ツルミ診療所との経営統合 コミュニティカフェ北津守開設（独自事業）		子どもの貧困対策に関する大綱発表
	定期巡回・随時対応型訪問介護・看護事業受託		
2015年	障がい者総合支援センター開設（名称クリエバ、2016年1月営業開始）	民設型隣保館ゆーとあい開設	生活困窮者自立支援法施行 社会福祉法の一部改正国会提案
	サービス付き高齢者向け住宅パークコート開設		
	協会設立20周年		

ありがとう 功労表彰者ご紹介

50音順

いぬい しげお
乾 繁夫さん

乾さんは西成区社会福祉協議会会長として、西成区の福祉の向上に長年にわたりご尽力され、現在は大阪市社会福祉協議会会長として大阪市全体の福祉向上のためご奮闘されております。当協会設立時より理事を長年にわたりお務めになられました。まちの人や当協会職員にも気軽に話しされるなど、私たちの心のよりどころとして支えていただきました。

うえの ふくこ
上野 富久子さん

上野さんは永年、音訳朗読のボランティアとして視覚障害者の方に、西成区の広報紙の内容を音声にして伝えるため、毎月、障害者会館でテープ吹き込みを行い、希望者10名の方々に郵送で届けられています。社会に求められている合理的配慮を実践されておられます。

おおたに つとむ
大谷 強さん

"大谷先生は1943年生まれ、1972年京都大学大学院経済学研究科博士課程単位修得。その後、大阪府立社会事業短期大学専任講師、大阪府立大学社会福祉学部助教授、川崎医療福祉大学教授を経て、1996年関西学院大学経済学部教授に就任、2012年に定年により退官されました。"当協会初代理事長として、法人設立よりご尽力され、理事会などで来られた際は職員に積極的に声をかけられるなど優しいお人柄が愛されていました。残念ながら昨年5月にご逝去されました。

かとう めぐみ
加藤 めぐみさん

加藤さんは、1993年の西成障害者会館開設のきっかけとなった障がい児保護者会の取り組みより今までの間、障がい者運動に携わってこられ、当協会の理事や総務部長など要職を歴任され、大きな功績を残されました。現在は、ハンセン病回復者支援センターのスタッフとして、ハンセン病回復者やそのご家族との交流を大切にしながら、問題の解決に向けて取り組んでおられます。

かわにし ひさお
川西 久夫さん

川西さんは、まちかどホームすずらん開設後2年目から、すずらんの当直員として勤務され、気象警報や、台風時などには夜を徹して、施設内を見回るなど、すずらんの安全確保に取り組むとともに、夜間における空調設備や各種機器の故障時などにも的確に対応し、利用者が安心して生活ができるよう支えていただいています。

たしろ ひろし
田代 廣さん

田代さんは、1995年から精神障害者の自立促進と、偏見や差別をなくすための取り組みとして精神障害者家族会を結成され、代表として先頭に立ってこられました。家族間の交流や励まし合いなどを通じて当事者、家族と共に活動の活性化に奮闘されました。

とみた かずゆき
富田 一幸さん

富田さんは協会設立時より長年理事を務めてこられ、協会に大きな功績を残されました。西成人権協会会長として人権のまちづくりを進めるとともに、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（愛称：エル・チャレンジ）代表理事として、全ての障がい者に就労への新しい扉を開くための取り組みを進めておられます。

ながたきや まさこ
長滝谷 政子さん

長滝谷さんは、1999年4月にまちかどホームすずらんが開設された直後の7月から、すずらん居住者100人余りの寝間着や、日ごろ着用している衣服などの洗濯業務を通じて、利用者の快適な生活を支えていただいています。居住者の話し相手や、職員を励ましていただくなど縁の下での力持ちのような存在です。

はしもと ふたえ
橋本 フタエさん

橋本さんは障害者会館の開所後すぐに利用者の昼食づくりボランティアを仲間と共に始められ、現在の生活支援型食事サービスの基礎をつくられた方です。食事サービス事業化のために大阪市への交渉などには先頭に立ち取り組みを進められました。介護保険施行前には厚生労働省に陳情に行くなど、西成区ボランティアバンクの活動家として大きな功績を残されました。

や た つねこ
矢田 常子さん

矢田さんは、1993年に障害者会館で始められた障害者就労支援事業アスタックの利用者と一緒に、毎朝体力づくりのボランティアとして、現在もご活躍されています。おかげさまで体調不良で休まれる利用者は少なくなっています。矢田さんの移動される時にも走っておられる姿は、まち全体の元気の源です。

西成障害者会館の設立

きっかけとなった障害児への差別事件

1988年、私たちのまちの小学校で障害児に対する差別事件が起きました。顔に油性マジックで落書きをされたり、コミュニケーション用の文字盤をはぎ取られるなどの行為に親たちの怒りは激しいものでした。これをきっかけに「障害児保護者会」が結成され、地域を挙げた障害児教育の充実、権利擁護の取り組みが進められました。

障害者の生活実態調査から会館建設要求へ

この事件を契機に、1989年11月に地域で暮らす障害者の生活実態調査が行われました。三度の食事が取られていない、長年入浴していないなどの障害者の実態が明らかになりました。

調査をきっかけに、このような生活を変えていくための拠点が必要だという声が当事者・親・家族・市民からあがりはじめました。1992年4月に設置された「西成障害者会館建設準備室」では、手話・点字・障害者識字・障害者水泳などの講習や、障害児保護者会の取り組みなどが始められました。

11月には障害者ニーズ調査を実施し、その分析結果は9項目の指針として公表されました。



障害者ニーズに応じた事業展開

1993年7月1日、障害児・者の自己決定が尊重される社会と、安心して地域で暮らせるまちづくりを実現することを目的とし、西成障害者会館はオープンしました。また開所式に先立ち、6月30日に「障害者の人権を守る会」が結成され、当事者主体の取り組みを障害者会館を拠点に行っていく方針が確認されました。

西成障害者会館では、障害者ニーズ調査で明らかとなった課題解決のための事業が行われました。食事や入浴に困っている人たちを念頭においた「障害者デイサービス」、移動が困難な人たちのための「送迎サービス」、自分で働いて生活したい人たちのための就労支援事業「アスタック」など、今では障害者総合支援法のメニューでおなじみのものですが、当時はどこにもないものとして注目を浴びました。

なによりも、このような事業の利用をきっかけに障害者自身や家族が本音を語り、自らが充実した生活を求める取り組みが行われたことが大きな成果だと言えます。

地域で支える福祉の先駆

障害者会館を利用される人たちの昼食は、地域の中高齢の女性達が、「私たちが出来るのはこれだけや」と、昼食調理を無償で買って出てくださいました。家庭料理の延長ですが、数十年のノウハウの賜物、利用者だけでなく職員にも好評でした。この活動は配食サービスへと展開し、現在の西成食事サービス事業へと発展していきます。

また、音訳朗読や障害者水泳教室などのボランティアなども集まり、「西成区ボランティアバンク」活動として大きく発展することとなりました。

お祝いメッセージ

「ヒューマンライツ福祉協会」創立20周年、誠におめでとうございます。

障害のある方たちの地域生活支援と就労支援を中心に、ソーシャルインクルージョン社会実現のため多大なる成果をあげられていることに対して、心より敬意を表します。福祉課題が多岐に渡る現在、貴協会の取り組みはますます大きな意義を持つものだと考えます。福祉向上のために一層のご尽力をお願い申し上げますとともに、ますますのご発展をお祈りいたします。

大阪市障害児・者施設連絡協議会
会長

宇野 達美

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会の設立

「市民立」「まちづくり(地域)立」の社会福祉法人

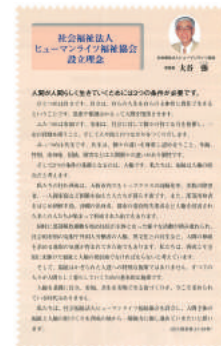
私たちヒューマンライツ福祉協会は、「宗教立」でも「資産家立」でも「企業立」でもない、「市民立」「まちづくり(地域)立」を謳っています。それは、西成障害者会館の設立が、障害者の自立支援のための当事者と住民の協働、地域ぐるみの運動によって実現された経緯からもわかるように、まちの福祉課題をまちの住民が知恵と力を出し合って解決するために生まれた福祉法人だからです。誕生に至る経緯を少し振り返ってみたいと思います。

まちの風土であつた福祉活動

西成地区では、住民が主人公となって福祉のまちづくりを進めるべく「西成区民福祉まつり」が1990年から始まりました。また要介護者を対象とした「わいわいピクニック」や「ふれあいサマーキャンプ」など多彩な活動を展開。住民ボランティアによって始められた「西成食事サービス」は、ヒューマンライツ福祉協会に引き継がれ、西成発の先駆的な事業となっています。

「西成地区福祉・医療施設・施策運営委員会」の設立

一方、1993年10月には「西成地区福祉施設・施策運営委員会」が設立されます。西成における高齢者や障害者の施策が今後どうあるべきか、地域全体としてめざす理念や方向性、課題をはっきりさせ、総合的、効果的な福祉の取り組みを前進させようというのが運営委員会設立の目的。95年10月からは、診療所なども加わり、「福祉・医療施設・施策運営委員会」として開催されるようになります。



「介護サービス調整委員会」活動とホームヘルプ事業改革

運営委員会の重要な取組みの一つが、多様なメンバーが参加する「介護サービス調整委員会」活動です。介護問題を中心に、住民一人ひとりの自立支援を総合的に行う機関として、たとえばヘルパー派遣の相談には、個々の課題を明らかにしてプログラムを検討し、サービスの決定を行う——今でいう「ケアマネジメント」の先駆けとも言える機能を果たし、大きな成果を上げてきました。いま一つの重要な取組みは、ホームヘルプ事業改革。当時のホームヘルプ事業は、家事援助中心型、ヘルパー派遣申請には民生委員の証明書が必要、さらにヘルパーが寮母として軽費老人ホームに配置されるなど供給体制が分散……等々、急増する介護要求に対応するには制度疲労を起こしていました。そこで運営委員会では、地域における24時間の介護支援体制確立に向け、早朝派遣・夜間派遣の開始、滞在型だけでなく巡回型のサービス内容を加える、施設統一相談用紙を導入して派遣申請の相談窓口を多元化する、ヘルパー業務を訪問ヘルプに一本化するなど、さまざまな改革に取り組みました。

高齢者の孤独死を反省と教訓に設立、今日の成長へ

別稿にある西成障害者会館の設立を契機とし、このように大きく動き出した福祉でまちづくりの運動は、1995年1月、公営住宅での高齢者の孤独死をきっかけとしてさらに加速。議論を重ねた結果、増え続ける介護ニーズをはじめ、地域の福祉課題にこたえていくには事業体が不可欠という結論に達し、同年12月、ヒューマンライツ福祉協会の設立に至りました。設立後の20年は決して順風満帆とばかりは行きませんでした、絶えず地域と共に、地域のニーズをくみ上げる「福祉でまちづくり」の原点に立ち返ることで、今日の西成区内最大規模の総合的な福祉法人へと成長を遂げることができたものと考えています。

お祝いメッセージ

貴協会の創立20年に当たり、心よりお慶び申し上げます。私自身、いろいろな福祉施設においてスーパーヴァイズのお仕事をさせていただいておりますが、西成障害者会館ほど、人々が温かく、力強く支援を行っている施設はありません。貴協会の理念がスタッフひとりひとりのゆるぎない臨床哲学を創りあげているのだと思います。今後のご発展を心よりお祈り申し上げます。

近畿大学

山本 智子

総合就労支援という発想——アスタックの挑戦

障害者でも当たり前のように働きたい

1993年7月に西成障害者会館が開所し、西成区内の障害者の自立活動の拠点として活用されてきた頃、若い障害者や家族の意見として「障害者でも当たり前のように働きたい」という思いが出てくるようになりました。「徹底したニーズ主義」であった西成障害者会館では、この思いをくみ取り、就労支援事業が始まりました。愛称をアスタック(明日を拓く)とし、ビルメンテナンス企業の指導を受けながら事業を進めました。

印象深いのは、一番最初からの利用者が企業に採用された事です。この男性は「障害があるから働けない」と働く事をあきらめていた方でしたが、障害者会館の利用が「働きたい」という思いに変わり、実現できたのです。現在も採用された企業で元気に働いておられます。

にしなりWingの開設で就労支援の総合化を推進

更に障害者会館では、1998年に、大阪市障害者就労支援センター南部地域就労支援センター西成分室を開設し、障害者の就労相談や調整、職場開拓、実習受入調整などを行い、年間20人以上の雇用を実現しました。



2001年4月には、障害者をはじめとする就職困難者支援の多様化と質的向上をめざし、すべての市民の総合生活相談の実施、情報発信を行うため、北津守3丁目に「総合就労支援福祉施設にしなりWing」を開設しました。

従来の就労支援の充実や実習機能の整備、また建物上部には「自活支援ホーム ふれんど」を開設し、障害者のひとりだち支援も行う事としました。

また、事業を進める中で新たに見えてきた課題に対応するため、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業」や、「ジョブコーチ支援事業」なども追加実施するなど、機能強化を図ってきました。

その人の生き様と希望に応じた就労支援

2007年からは障害者自立支援法に基づく施策を取り入れながら、さらに「在宅就業支援団体運営事業」や「在職精神障害者サポート事業」「キャリアカウンセラー派遣事業」などの多種多様な施策を実施してきました。

総合就労支援という考え方は、単なる就労支援だけでなく、対象者を限定しない事や、就業前後の支援や環境整備、生活との一体性、ひとりだち支援、子どもの頃からの職業観醸成など、その人の生き様と希望に応じた支援です。この思いはソーシャルファーム構想へ引き継がれており、誰もが当たり前のように働く事ができる社会を創っていきます。

お祝いメッセージ

法人20周年を迎えられて、おめでとうございます。僕自身のことですが、22年前は家で何もすることなく、友達もいなくて、ずっと家での生活でした。働きたくても誰も応援してくれる人もいない。どうしたらいいかわかりませんでした。西成障害者会館の職員から声をかけてもらい、アスタックの利用を決めました。「卒業」して22年になりますが、今も一般企業で清掃の仕事を頑張っています。

不安なことがあっても相談にのってもらえるアスタックは、僕にとっては心のよりどころです。これからも僕と同じように働きたい人を応援して下さい。

アスタック第1期生

亀井 康二

障害者の自立、権利擁護に向けて——障害者相談支援の取り組み

障害者手帳の有無に関わらず、どんな相談でも受けよう

1992年4月から西成障害者会館建設準備室で、識字・点字・手話教室・相談活動を現在の鶴見橋デイサービスの場所で行っていました。1993年7月に西成障害者会館が開所し、障害者手帳の有無に関わらず、どんな相談でも受けていこうと総合生活相談事業が始まりました。当時は、今のような障害者施策も進んでおらず、町の中で車いすを見かけることも少なかったように思います。

私が障害者会館で働くようになったのは障害者会館が開所した3年後でした。初めて担当をさせていただいた難病障害の方との出会いや重度の脳性麻痺の方との出会いがあり、地域で当たり前のように生活することの重要性を知ることができました。

障害者会館の開館が障害者をまちに連れ出す

重度の脳性麻痺の方は家族と一緒に暮らしていましたが、義務教育も受けずに自宅で毎日いすに座って過ごされていたと聞きました。もちろん、学校に行っていないので読み書きも勉強をしたことがないと聞き、驚いたことを覚えています。車いすにも乗ったことがなく外出もできない状態で、家族が介護を全部担っておられました。

そんな中、障害者会館が開館し、障害者も町に出ようと職員が何度も訪問し、障害者会館に通所していただけるようになりました。その脳性麻痺の方の当時の年齢は50歳代でした。50代から識字を覚え、手足が不自由であったため、割り箸でパソコンの操作も覚え、自分の思いを新聞紙に書き留めるまでになりました。

50代からの自立を職員全員で支えて実現

障害者会館内で在宅生活を支援する事業があり、50代からの自立支援を実現するために何度も理学療法士や看護師、相談担当で会議を重ね、当時の障害者会館の職員全員で支え一人暮らしを実現することができました。また、電動車いすも、手が使えないので足を使って操作する訓練を始め、運転することができるようになり、一人で町に外出する機会もできました。

お祝いメッセージ

創立20周年を心よりお慶び申し上げます。

貴法人はその前史として、西成の地で障がい児を持つ親たちが集い、その自立拠点として開設された西成障害者会館が根っこです。障がいのある我が子の幸せを願い集うという姿は、私たち大

阪手をつなぐ育成会の原点を共にする姿です。

この20年間で、契約制度の導入、定率負担化、就労支援へのシフト、計画作成、虐待防止法、差別解消法へと、制度的には大変革でしたが、これからも共に歩みましょう。

社会福祉法人
大阪手をつなぐ育成会
事務局長

小尾 隆一

現在は70歳を過ぎ、身体も動きにくくなりましたが、介護保険制度と障害者総合支援法の制度を併給し、家族の支えもあって、地域生活を継続しておられます。このような、誰にも相談できず家族で抱えておられる家庭はまだまだ地域に埋もれています。

ソーシャルサポートネットワークの形成

こういった事例を通じ、地域課題に対してソーシャルサポートネットワークで課題解決をしていかなければならないと、「介護サービス調整委員会」が立ち上がりました。住民が一人一人の自立支援、特に介護問題を中心に総合的に支援するという機関で、相談に内在する個々の課題を総合的に明らかにして自立支援を行うことをめざしてきました。

また、1995年に西成地区で障害者の事故死や自殺といった悲しい事件が相次いで起こりました。こうした事件は、西成地区の内外で起こった痛ましい事件でしたが、再びこうした悲劇を起こさないために、西成区で支援のシステムをつくらないといけないという強い問題意識から、1996年「西成区障害者自立支援調整委員会」が発足しました。

障害者の自立と社会参加の実現を地域ぐるみで

西成区には約1万人の障害者が居住しています。また、あいりん地域や被差別部落があり、差別や人権侵害も多く、課題が山積しています。これらの課題を解決するために、西成区障害者自立生活支援調整委員会には保健・福祉・医療・教育・就労といった多職種が集まり、総合的な課題解決に取り組んできました。障害者自立支援制度が始まる時には、西成区の協議会のメンバーや地域の民生員、ネットワーク委員の皆さんと共に1万人相談会を実施し、制度の説明や地域の障害者の相談を地域ぐるみで取り組むことができました。

西成区障害者自立生活調整委員会は西成区障害者自立生活支援調整協議会として現在も継続し、障害者の自立と社会参加を実現するために、さらなる支援を総合的に進めていきたいと考えています。

障害を差別しない——精神障害者支援の先駆的取り組み

制度の遅れが目立つ精神障害者支援

1995年12月27日、西成区における障害者の生活を支える拠点づくり運動からスタートし、社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会が設立されました。当時は国や地方自治体におけるサービスがさほど充実しておらず、さまざまな事業を自主事業として行ってきた経緯があります。1995年の精神保健福祉及び精神障害者福祉に関する法律の改正で、同法第45条に規定された障害者手帳は、精神障害者が一定の精神障害の状態であることを証する手段となり、各種支援策を講じやすくすることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とされました。しかし、それにより、精神障害者の支援が制度的に充実したとは言えませんでした。

精神障害者向け作業所やグループホームを先駆け開設

そのような障害者を取り巻く社会情勢の中、協会では1996年6月に精神障害者小規模作業所「ボレボレ」を開設し、精神障害者の日中活動や就労に向けた各種訓練を通じて自立支援に取り組みました。また、1998年6月には精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）「ボレボレ寮」、1999年4月には同じく「第2ボレボレ寮」を開設しました。当時、精神障害がある子どもを持つ家族が、子どもの介護で心身ともに疲労困憊されている中、地域で安定して日常生活が営めるようにと開設されたものです。



その後、現在に至るまでに西成区内にて7か所のグループホームを開設し、日中活動（仕事）と住まい（生活）の提供を行っています。

地域ぐるみの取り組みも始まる

1998年4月には西成区で障害者の支援システムを構築しなければならないという強い問題意識が高まり、「西成区障害者自立生活支援調整委員会」の中に、これまで行政施策から置き去りにされていた精神障害者の方の自立支援に取り組み「精神障害者専門部会」が設置されました。この部会には施設や行政、当事者団体も参画し、さまざまな課題に取り組んできました。その中でも、啓発ビデオ「私も西成のまちで生きたい」を制作し、精神障害者が実名でビデオに登場した事はとても画期的な取り組みでした。

安心の地域生活を支えるホームヘルプ事業、「サワサワ」

1998年8月、ヒューマンライツホームヘルプセンターにより「24時間巡回型ホームヘルプ事業」が始まりましたが、精神障害者の方が対象にはならず、モデル事業として精神障害者の方へのホームヘルプ事業が提供されました。

また、2001年4月には総合就労支援福祉施設にしなりWingが開設され、同施設内に精神障害者地域生活支援センター「サワサワ」の事業が開始されました。サワサワでは憩いの提供と生活全般における総合相談が受けられ、地域で安心して生活ができるように取り組んでいます。

お祝いメッセージ

「ヒューマンのスタッフは、クライアントさんの生活に埋没し、もがき、共にはい上がってくる」——長い年月、毎月の事例検討会の支援をしながら、私はそう思っています。

地域の人々が、「困難」なのではない、むしろあまりにもエネルギーな生き方をされていて、いい加減なことでは太刀打ちできないのです。

これからも人権・福祉の有り様を、病や障がいを持つ市民への生活支援に邁進しながら深めて行かれるよう願っています。

一般財団法人石神記念医学研究所
理事長

石神 文子

地域で共に生きる——障害者グループホーム

障害者が共同で暮らし、自分の望む生活を実現する場

グループホームとは、障害をお持ちの方が共同で生活し、自分が望む生活ができる場所、安心できる住まいです。今までグループホームは、障害者自立支援法に基づき共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）とに分けて位置づけられていましたが、2014年4年に障害者総合支援法への法改正により、ケアホームとグループホームが一元化され、「共同生活援助=グループホーム」のみとなりました。当法人には、定員34名、合計7か所のグループホームがあります。職員は、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置し、24時間365日、入居者の生活のサポートを行っています。

精神障害者の地域生活支援からスタート

当協会のグループホームは、1998年6月に、精神科病院への社会的入院の解消や入所施設から地域で充実した生活を送ることを目的にグループホーム「ボレボレ寮」を開設。次いで1999年4月にグループホーム「第2ボレボレ寮」、2000年5月にグループホーム「なごみ」を開設しました。

その後も、現在は大阪市の事業廃止に伴いシェアハウスである「身体障害者ホームふくろう」が、2003年にグループホームとしてオープンしました。

また、知的障害、精神障害、身体障害の重複している方の住まいの提供として、2004年12月にグループホーム「すてっぷ」を、2006年2月には、マンションのワンフロアを利用し、障害者が地域で自立して生活できるスキルを身につけるためのグループホーム「ほっぷ」「じゃんぷ」を開設しました。



多様な障害や疾病、重度障害者の「親亡き後」の生活支援に

これまで主に知的障害者、精神障害者、知的・精神重複の方を対象としてきましたが、現在は発達障害や高次脳機能障害、難病、アルコール依存症、ギャンブル依存症など、多様な障害や疾病を抱える方々の住まいの提供、服薬管理や金銭管理、日中の活動支援、就労支援と生活全般のサポートを行っています。また、障害者の高齢化が進むにつれて家族も高齢化していきます。重度の障害者の「親亡き後」の生活について、協会では保護者会の想いやご本人の望みに添うべく、2012年10月に「サルビアの家」を開設しました。

入居者も職員も、ご近所の住民の方も、皆が共に生きていく地域社会の実現に向けて、今まで以上に利用者の皆さんが住み慣れた地域で仲間と自分の望む「住まい」「生活」をおくることができるよう、職員は専門的な知識や技術を高めていくとともに、満足していただけるような、あたたかい住まいを今後も提供をしていきたいと思っています。



お祝いメッセージ

拝啓 秋月の候、皆様にはいよいよご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびは法人創立20周年誠におめでとうございます。私たち西成区障がい児保護者会SUNOでは、貴法人が運営する児童ディサービスのスタッフ様と共に、子どもたちと一緒に余暇の活動や、親同士の繋がり作り、障がいに対する知識を深めるための講座等を開催しておりますが、どのイベントも貴法人スタッフ様のご尽力を頂き、大変感謝しております。今後も、地域で暮らす私たち親子にご支援ご厚情いただけますようお願い申し上げます。

障害児保護者会
代表

杉田 貴子/金田 久子

ソーシャルファームという可能性——ヒューマンアグリ創設

就労困難者に働く場を提供することを目的とした社会的企業

皆さんは「ソーシャルファーム」という言葉を聞いたことがありますか。ソーシャルファーム(Social Firm)とは、障害者や労働市場で不利な立場にある人(例えばホームレス、ひとり親の母、刑務所出所者など)に、働く場を提供することを目的とした社会的企業です。企業的手法で50%以上の収入を得ながら、障害者を含む就労困難者を多数(従業員の30%以上)雇用し、仕事に応じた適切な賃金・給与が支払われている企業のことを言います。当然、障害の有無などで従業員としての権利と義務が異なることはありません。1970年代末にイタリアで生まれ、世界中に広まりつつあるビジネスモデルです。

水耕栽培農園ヒューマンアグリ

当協会では、野菜農園(Farm)をソーシャルファーム(Social Firm)として創立しましたが、試行錯誤の結果、水耕栽培農園を創る事としました。その背景には、水耕栽培は季節の影響が少なく一年中収穫できる事や、それに伴い一年中働く場がある事、また行政の進める福祉と農の連携と支援施策など、さまざまな要素を考慮しての事でした。設置場所の選定や、地元農家や自治体への説明と理解、農業に欠かせない農業用水への配慮など、今まで経験のない調整や作業、説明を繰り返し、ようやく2012年5月に岸和田市で水耕栽培農園「ヒューマンアグリ」を開設する事ができました。



この農園で働く障害者は、定数18人に対して22人。一部の人は交代制となりますが、みんな生き生きと働いています。自分たちの役割や業務が明確な事や、野菜の育成の様子や出来映えなどを感じ取りながらの仕事なので、働いているという強い実感がある様子です。現在はリーフレタスを主な商品として栽培し、大阪府内のスーパーなどで販売されています。また、岸和田市にある道の駅「愛彩ランド」でも販売されています。

ソーシャルファームの実践者としての社会福祉法人

ソーシャルファームの定義をあらためて見てみると、就労困難者を30%以上雇用していることを除けば、社会福祉法人の条件と似ています。この間議論されている社会福祉法人改革でも、公益活動が義務づけられるなど、社会福祉法人がソーシャルファームの実践者としての活躍が求められる時代がきたとも言えます。

当協会ではさらに、生活困窮者支援や障害者雇用を個別・縦割りで考えるのではなく、社会的要援護者全体の就労支援をさまざまな組み合わせで考え実践する「ハイブリッド型就労支援」を企画しています。ソーシャルファームに大きな可能性を感じながら、あらためて「市民立」社会福祉法人として、まち(社会)の課題を解決するという創業理念に沿った行動を起こしていきます。



お祝いメッセージ

現在障がい者の就労の場として農業が注目されており、大阪の取組みは全国的先駆けとなっています。その中でも貴協会は、A型事業所として株式会社ヒューマンアグリを2012年に立上げられ、水耕栽培による障がい者雇用に先進的に取組まれています。これからも粘り強く経営改善に取組まれ、地域の障がい者が経済的自立を果たすための拠点として、また多様なネットワークの拠点として、継続した取組みがなされることを期待します。

一般財団法人大阪府みどり公社
農政チーム コーディネーター

永井 啓一

当事者と共に社会を変える——当事者活動支援

当事者活動の先駆け「障害者の人権を守る会」

当協会の設立に先駆けて1993年7月1日に、大阪市立西成障害者会館がオープンしました。実はその前日の夜に行われたのが、「部落解放西成地区障害者の人権を守る会」(1998年に「西成区障害者の人権を守る会」に名称変更)の結成総会です。

障害者会館設立のきっかけとなったのは、地域の小中学校で多発していた障害児への差別的ないじめ事件でした。保護者たちの「障害者が自立した生活を送り続けられるように」との願いを込めて設立されたのが西成障害者会館であり、まさしく障害者の拠点として設立されました。この障害者会館の開設を契機とし、障害者の権利を自分たちの手に取り戻そう、「やっもらう福祉」から「自分たちで選べる福祉」をスローガンに、障害者の自立した当事者活動組織として「障害者の人権を守る会」が結成されたのです。

西成区北西部ではこの障害者の人権を守る会の活動に倣い、知的障害者の親たちの活動や、障害を持つ子どもを持つ保護者の会、精神障害者家族会、高齢者の介護者の会など多くの当事者活動が行われる事となりました。就労支援事業の総称であるアスタックでは、かつて就労支援事業をを活用し現在就職している人たちの「OB・OG会」の活動が行われるなど、障害者の当事者活動は現在も続いています。

当事者活動は、共に悩み考え、道を拓く大きな力

高齢者福祉制度として2000年に介護保険制度が創設された事や、障害者支援費制度から自立支援法、総合支援法と続く障害者福祉制度では、高齢者や障害者本人に対する施策が実施される事となりました。しかし、家族などの介護者については、ほとんど支援施策がないことから、ストレスや孤立感にさいなまれる事や、「共倒れ」、介護疲れからくる「介護者による虐待」など、介護者の人権と生活が損なわれることがたくさん見受けられます。

介護者や家族たちの当事者活動は、共に悩み考え、道を切り拓く事につながります。愚痴のこぼし合いがいつし



か共感につながり、これまでの経験や介護ノウハウの共有が行われるなど、同じ悩みや経験を持つ人たちのつながりが大きな力に変化し、「介護者リフレッシュ事業」の必要性などを行政に提案するまでに至りました。

当事者活動活性化の環境整備を推進

協会ではこれまで当事者活動の下支えとしての活動を行ってきました。しかし、家族や介護者の意見を聞いて政策化し、事業化するという事は不十分であると感じ、反省をしています。また、当事者活動が活性化する環境整備もできていないと感じています。

当協会の設立は、北西部住民の、自分たちの課題は自分たちで解決していくという姿勢から導き出されたもののひとつです。西成障害者会館の設立や西成区北西部まちづくり委員会、ヒューマンライツ教育財団、西成くらし組合などと同じであり、主人公はそこに住まう人たちです。施策が先にあるわけではなく、住民が存在し、まちがあり、課題も出てくる。それを解決するのはそこに住まう住民たちであり、施策や施策実施のために働く人たちはそのための「道具」です。当事者活動は、これらが最も理解できる活動だと言えます。

社会問題化している発達障害者や認知症高齢者の問題は、人権を守る会が結成された社会情勢とよく似ています。当事者や家族たちが本音を語り、住み慣れた地域で生活し続けられるまちづくりを自分たちで進めていける環境づくりが、当協会に求められている事を自覚し、20周年を契機としてあらためて当事者支援の活性化に取り組んでいきます。

お祝いメッセージ

私は協会創立前の障がい者会館設立時より障がい者の人権を守る会に参加してきました。諸制度も無い中、部落解放同盟の方々、障がいを持つ子ども達の保護者、地域の有志の皆さまが、高齢者や障がい者の立場から住環境、生活上の経済的側面、いじめや差別など人権侵害、教育とあらゆる角度で活動されてきました。

阪神・淡路大震災の支援活動も心に強く残っています。近年では、高齢者や障がい者の施設及び住居確保や防災対策に力を注いでおられます。

常に社会的弱者に立ち活動されていることに一人の障がい者として心より感謝いたします。

ヒューマンライツ福祉協会の益々のご発展と地域へのご寄与を願っております。

障がい者の人権を守る会

野間 文太

住民が始め、住民が担う福祉——西成食事サービスの取り組み

私たちも出来るんやで

1993年7月開設の西成障害者会館での事業は、お昼をまたぐものとなり、昼食提供が必要となりました。障害者会館設立のために障害当事者たちが活動している姿を見ていた地域の中高齢の女性たちが、「私たちは特別なことはできないけど、ご飯づくりだけはできるんや」と、昼食調理を申し出てくれました。

長年、調理をしてこれたいわば「家庭料理のプロ」の味に利用者も大満足。週3回から始められた昼食が週5回に瞬く間に拡大していきました。

地域での事故から配食活動を開始

1995年にひとり暮らしの高齢者が孤独死しているのが発見されました。この事故は、高齢者への日中の見守りや声かけなどの孤立防止が必要だと警鐘を鳴らされた気がしました。

障害者会館で調理した昼食をお弁当として配達する。これを「西成食事サービス事業」として展開することとしました。安否確認をかねて、調理困難な高齢者や障害者宅に昼食を届ける。作るのも届けるのもボランティアが行う。地域の思いが福祉の力となり区内中に食事サービスが拡がりました。

大阪市事業として認可される

2000年の介護保険制度開始に向け議論がなされる中、この「生活支援型食事サービス」を介護保険の給付対象にしようという活動が取り組まれました。街頭署名などを通じて、58団体、29,201人分の署名を集め、厚生労働省へ要請に行きました。厚生労働省は「主旨は十分に理解できる」との回答でしたが、適用は見送られました。

一方、食事サービス事業開始以来、毎年大阪市に対して事業化を求めてきました。前例がないことから大阪市は認可を渋り続けてきましたが、2001年によく事業化されました。介護保険の地域支援事業という財政



基盤が整備されたことが大きな要因でしたが、当事者やボランティアたちの訴えが大阪市事業を作ったものであると言えます。

「特別なことはできない」と言っていた人たちが大きな事業を作るに至りました。食事サービス事業はまさしく新しい福祉活動となりました。

食事サービスは新しい福祉活動

「まちのおばちゃん」たちが、大阪市を動かし事業を作る。これは新しい福祉活動の実践だと言えますが、そのほかにも、有償ボランティアを活用するなどの新しい取り組みもありました。ボランティア活動は一般的には無償活動というイメージがありますが、労働対価ではなく活動の質と責任を担保するための有償化であり、ボランティア活動で重要な自発性を損ねるものではありませんでした。

また、食事は誰もが取るものであり、調理や弁当配達には特別なことではなく日常親しまれている行為です。「できることをやっていこう」という精神は「自発的」であり、今まで存在しているものを住民力で紡ぎ合わせることは「先駆性」「開拓性」に富んだものと言えます。

生活支援型食事サービス事業は現在、大阪市全域で取り組まれています。



お祝いメッセージ

創立20年をお迎えのこと、心よりお祝い申し上げます。西成区ボランティアバンク音訳部会も、ちょうど同じ年月を歩んできました。

西成障害者会館では、毎月発行されます西成区広報誌「にしなり我が町」をテーブルに吹き込み、目の不自由な方達に郵送しています。いつも障害者会館に行くと、職員の方達が気持ちよく対応して下さいます。

貴協会の益々のご発展をお祈り致します。

西成区ボランティアバンク
音訳朗読ボランティア

上野 富久子

認知症問題を地域課題として——鶴デイから始まる認知症高齢者支援

社会問題化する認知症高齢者問題

認知症高齢者数は2010年では280万人でしたが、2015年には345万人、2020年には410万人に増え続けていくことが予測されると、厚生労働省の発表がありました。これは日本の高齢社会を顕著に表すとともに、どのように認知症高齢者支援を行っていくかを、私たち福祉事業者に問いかけるものでもあります。

協会の認知症高齢者支援の経過

協会設立時に開始された高齢者デイサービス事業は、鶴見橋地域在宅サービスステーション（以下「鶴見橋SS」）で実施され、その内容は当時の分類では「B型デイサービス」と言われるものでした。対象者は虚弱高齢者＝今でいう要介護高齢者で、利用頻度は原則週2回となっていました。大雑把に表現すると「自分で意思疎通ができ、重介護でない高齢者」が対象となっていました。

1996年1月より事業を本格実施し利用者が増えるとともに、認知症高齢者のご家族からの相談が増えてきました。「昼に寝て夜に動き回る」「何度言っても言うことを聞いてくれない」「トイレ以外での排泄があり対応できない」などの相談内容で、ほとんどの方が「どこに相談すればいいかわからない」と最後は言うておられました。

当時の鶴見橋SSでは週2回利用の案内を家族に行いましたが、「2日程度では効果がない」「その他の日はどうしてくれるのか」などのご意見に応えることができませんでした。

認知症高齢者支援事業の3つの柱

「地域立」「市民立」の設立理念を具体化するためには、地域ニーズに合わせた事業が必要との観点から、「認知症高齢者支援事業」を実施することとしました。事業は、①認知症高齢者型デイサービス、②家族介護相談、③医療との連携——の3つの柱を中心に進めることとなりました。



①の認知症高齢者型デイサービスは「E型デイサービス」と分類され、8人の定員が月曜日から土曜日まで毎日利用するというものでした。大阪市内では3ヶ所目の実施であり、ノウハウもないままの事業実施となりましたが、毎日同じ時間に起床し、昼寝をすることなく活動的プログラムを行うなどの規則的な生活が、昼夜逆転の解消・予防、昼間の家族介護の負担軽減、排泄や食事摂取量等の生活管理など、多様な効果を上げることとなりました。

②の家族介護相談については、愚痴を聞く会から始め、定期・随時の相談対応や「介護者旅行会」の実施などを経て「西成区介護者の会」結成に至りました。同じ悩みを抱える人たちの互助・共助活動、介護ノウハウの交換など、エンパワメント支援効果を出すことができました。

③の医療との連携は、精神科受診による客観的な認知症の説明と現在の状況説明、精神科医との定期的な懇談会の開催などにより、介護者が認知症の理解を深め、さまざまな行動も病気がさせるものということを知り、家族の結びつきを取り戻す効果を上げることができました。

認知症高齢者支援の今後の方向

協会では現在、認知症高齢者向け通所介護、認知症高齢者グループホーム「なでしこ」（定員18人）の運営、まちかどホームすずらんや、やまゆりでの居住支援などを実施していますが、今後の認知症高齢者問題解決のための拠点として（仮）「オレンジコート」の土地取得を行い、事業化に向けて検討を進めています。

お祝いメッセージ

20周年、誠におめでとうございます。

介護保険制度導入の前年（1999年）、不安な仲間達が集まって、勉強会を行いました。その中心が西成区社会福祉協議会、白寿会、そしてヒューマンライツ福祉協会でした。

西成区の高齢者の生活を守りたいとの思いから、これまで活動を行ってきました。西成区福祉事業者連絡会も加盟法人が130を超え、行政とも協力し活動を行っています。

これからも仲間として、「福祉でまちづくり」を頑張っていきましょう。

西成区福祉事業者連絡会
代表幹事

新田 正尚

24時間365日ケアの届くまち——24時間ホームヘルプサービス

家族介護を前提とした「高齢福祉三本柱」

皆さんは「高齢福祉三本柱」という言葉をご存じですか。2000年に施行された介護保険制度以前から言われていたもので、「ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ」の3つの事業を指しています。

しかし介護保険制度が出来るまでは、この三本柱を活用できるのは低所得者や介護者不在など特定の限られた人たちだけでした。家族介護を前提として施策利用が決められているのが、措置施策の特徴だとも言えます。

もう一つの特徴として、障害者向けのホームヘルプサービスはなかなか整備されなかった事が挙げられます。とりわけ精神障害者向けのホームヘルプサービスは、国が整備の方向を示したにもかかわらず、自治体がなかなか動こうとしなかったという背景がありました。

精神障害者訪問介護モデル事業に24時間型でエントリー

1998年に、大阪市がモデル事業として精神障害者訪問介護員派遣調査事業に取り組む事となり、市内で3ヶ所のうちの1ヶ所として西成区が選定されました。当協会としては精神障害者の地域生活支援をすでに実施していた事もあり、いち早くエントリーしました。しかも24時間365日稼働のホームヘルプ事業として実施する事とし、大きな注目を浴びました。

また精神障害者だけでなく、高齢者・障害者で、自宅での支援を必要とする人すべてを対象としたため、実際に働く職員たちにも「自分たちができるのか」という戸惑いがありました。



24時間対応がもたらした大きな効果

精神障害者夫婦の家庭では、どちらかの状態が悪くなるともう一方も引きづられるように状態が悪くなり、結果、子育てで放棄してしまうケースや、就寝前の服薬管理だけで充分地域生活が可能なケースなど、さまざまな支援を行い、結果が得られました。

当協会では、現在も精神障害者を含む障害者向けホームヘルプサービスを行っています。「訪問支援で安易な入院や入所が防止できる」という事を事業開始時に学んだ結果だと言えます。

また夜間訪問では、3時間毎にオシメ交換が必要なケースでは、本人支援だけでなく、家族の支援もできるという事を学びました。高齢者のみ世帯では深夜の介護が続く事やストレスにより介護者の健康が損なわれたり、家族関係が悪くなったりする事が見られましたが、この24時間対応により、それらの解決にも効果を上げる事ができました。

福祉がまちの安全安心を生みだす

現在も24時間365日型のホームヘルプサービスは続けられています。そこで働くヘルパーたちにも高いスキルが求められますが、「在宅生活支援のエース」という自覚が、スキルの向上や丁寧な支援を創り出し、結果、利用者や家族と強い信頼関係を構築する事ができています。まさしく「福祉がまちの安全安心を生み出す」ことを実現しています。

地域密着型サービスでも24時間365日型の訪問サービスが整備されています。当協会でも、今までの実績を糧にさらにまちの安全安心を生み出す支援を続けていきます。

お祝いメッセージ

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会が創立20周年という記念すべき節目をお迎えになられましたこと、心よりお慶び申し上げます。貴協会におかれましては、地域福祉の向上のため様々な事業に取り組んでこられ、そのご功績に深く敬意を表する次第でございます。貴協会の設立以来の「福祉でまちづくり」という理念が、今後さらに発展・飛躍されますことを心より願っております。

大阪市西成区長

臣永 正廣

地域介護支援施設(まちの人の居室)としての特養——すずらんの建設

まちの人たち全体で利用できる介護付きの部屋

1995年の協会設立以後、西成区の高齢化率は市内一となり、特徴としてひとりぐらしの方が多く見られるようになりました。介護保険制度が施行される前のことで、「介護は家族の仕事」と考えられている時代でもあり、ひとりぐらし高齢者が要介護状態になったときの困難や不安が、まちの人たちにも出始めていました。

「まちの人たち全体で利用できる介護付きの部屋」が、コンセプトとなり1999年4月に設立されたのが、まちかどホームすずらんです。協会の設立拠点である鶴見橋地域在宅サービスステーションの東隣の市有地の貸与を受け、特別養護老人ホームとして設置しました。

在宅への復帰を旨とした介護支援拠点

当初、私たちは特別養護老人ホームに良いイメージを持っておらず、他の事業手法を模索していました。しかし多額の建設費用や、介護支援への影響度、大阪市の要望などさまざまな要因もあって、「特別養護老人ホーム」という手法を活用し、まちの介護支援拠点として役割を果たしていく」という思いのもと、建設に取りかかりました。

当初のベッド数は102床。その内25床をショートステイとしたのは、「入所施設運営ではなく介護支援拠点」という思いからでした。また、75床の入所者を「長期利用者」と位置づけ、「入居者」との呼称も在宅への復帰を模索しながらの支援の表れです。

当初から7割を地域の「入居者」で占める

開所当時は措置時代であり、「入所者」選定は大阪市の人が行い、送り込まれてくる人たちを「入所」させるのが特別養護老人ホームの役割でした。しかしまちかどホームすずらんは、「地域介護支援施設」として、「入居者」選定も大阪市と交渉し、通常設置地域当該区からの入所率3割程度を7割程度にまで高めることができました。現在の契約型施設では施設選択は当たり前に行われていますが、当時では考えられないことでした。



「すずらん」のネーミングですが、すずらんの花言葉にある「幸福の再来」に惹かれ付けられたものです。「すずらんで暮らすことでもう一度幸せになる」。すばらしい名前であり、その体现が求められるものでもあります。

地域密着型サテライトホームの開設へ

まちかどホームすずらん設置の理念は、地域密着型サービスであるサテライト型特別養護老人ホームの開設へとつながりました。まちかどホームやまゆりの設立です。

私たちのまちを南北に貫いているなにわ筋と鶴見橋商店街の結節点に、まちづくり拠点であるアジュールコートが建設されることになりました。このアジュールコート内にすずらんのサテライト型施設としてやまゆりを設置することとなりました。しかし、特別養護老人ホームは自社所有の建物でなくてはならない、障害者の居住事業と同一建物であってはならない…などの行政の規制があり、大阪府・市との協議を重ねた結果、土地・建物を区分所有することで設立が認められました。

まちのど真ん中にある「地域介護支援施設」であり、「入居者」も地元の方が多く見られます。また、すずらんの2ヶ所目のサテライト型施設として認可を受け、建設準備が進められている「(仮称)オレンジプラザ」での「地域介護支援施設」は、大阪市では初めての同一施設の2ヶ所目のサテライト型施設として注目されています。

すずらんでは、診療所に歯科が設置されるなど、大阪市内の特別養護老人ホームでは見ることができない支援が充実しています。また1階に売店が設置されるなど、まちの人が気軽に出入りできるのも設立以来続けられています。

すずらんから始まった「地域介護支援施設」は、私たちのまちにとって有意義であり、不可欠な存在として、地域包括ケアの中でも役割を果たし続けていきます。

お祝いメッセージ

この度の貴法人の設立20周年、誠におめでとうございます。

設立当時は措置時代でありましたが、介護保険制度という大変革の波に役職員全員で立ち向かい、ここに20周年を迎えられたことに敬意を表します。

今後も、理事長を先頭に職員一丸となり、大阪市内の高齢者福祉の中核的存在としてご活躍頂きますことを祈念申し上げます。

一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟

代表理事

後藤 静男

住宅問題は地域福祉の基本——サービス付き高齢者向け住宅の取り組み

高齢化・単身化の進行に危機感

協会が設立されたきっかけの一つに、北西部の公営住宅でのひとりぐらし高齢者の孤独死問題がありました。また、公営住宅を中心に高齢化や単身化が進んでいたこともあり、2000年からまちの人たちと共に協議が行われました。

その結果、2002年の公営住宅での高齢者ケア付き住宅における生活援助員派遣事業受託や、協会の独自事業であったひとりぐらし高齢者支援事業の実施となり、一定の効果を上げてきました。

まちづくりエンアパートメント構想

西成区北西部は老朽化した狭い部屋の集合住宅が密集し、住環境や防災等の課題が多く残されています。この地域で住み続けていくことができる住まいづくりを検討し、「まちづくりエンアパートメント」構想を提案することとしました。高齢者の住まいとして適切な広さ、防災上の安全性を保障しながら、コンセプトである「居場所の提案」「エンパワーメント支援」「やっといこう」を体感できる住空間を具体化させるため、3つの仕掛けを考えました。高齢者の潜在能力を活かし、活躍できることに着目した「しごと」、孤立しがちな高齢者に人との関係性や関心縁から新たな縁をつくる「あそび」、社会福祉法人や地域がサポートを行う「あんしん」です。

1階店舗での仕事や、共有スペースであるコモンスペースや屋上庭園でのふれあい、サービス付き高齢者向け住宅の機能である緊急対応や生活相談、希望者にはさらに生活支援の提供などと重層的なシステムを兼ね備えたこの住まいは、国土交通省の「平成21年度高齢者居住安定化モデル事業」に選定され、全国でも優れた事例として取り上げられることとなりました。

建物のネーミングも、居場所から「IBASHO」＝「IBS」（アイビスコート）と名付けました。



地域ぐるみで実現したアイビスコート

この構想に賛同していただいた部落解放同盟西成支部からは、西成の部落解放運動の発祥の地である旧・文化温泉跡地の寄付を受けました。地域からの大きな信頼と役割を頂戴したと受け止め、建設に着工しました。

建設資金の獲得方法として取り入れたのは「少人数私募債」の発行でした。まちの人たちや関連団体、取引先、協会職員に私募債を通じて資金供出を行っていただきました。

まさしく土地、建物すべてにまちの人たちの思いが凝縮された住まいとして、2011年4月にアイビスコートは開設されました。

2015年12月には2ヶ所目のサービス付き高齢者向け住宅として「パーク・コート」が、出城2丁目に設立される民営型隣保館の上階に整備されます。

住まいは地域包括ケアの基本であることをあらためて考え、住まい方支援についても深めていきます。



お祝いメッセージ

創立20周年おめでとうございます。

鶴デいのスタート以来、ものすごい勢いで広がる法人の様々な取り組みが地域に根付く姿にふれるたび、地域立の社会福祉法人ならではの活動ぶりに感服しています。そして私自身たくさんの大切なことを学ばせて頂きました。ありがとうございました。

高齢者や障がい者など、さまざまな生活に困難を抱えた人に寄り添い、やさしさと思いやりに裏打ちされた先進的な取り組みは、地域の元気の素です。

ますますの活躍と発展を期待しております。

株式会社権総合プランニング

田岡 博行

地域で高齢者の生きがい支援——延寿荘からプラザ西成へ

高齢者の生きがい・趣味・自主活動拠点「延寿荘」

1974(昭和54)年に、北津守に開設した大阪市立延寿荘は、老人休養ホーム(老人センター)と、養護老人ホームの合築施設であり、西成区北西部の高齢者のリフレッシュや生きがい・趣味・自主活動の拠点として、地区内外だけでなく他区からの利用も見られるほど活発な活動をしていました。

高齢化率が大阪市で最も高い西成区では、梅南1丁目にある西成区老人福祉センターでは利用者が収まりきれず、延寿荘でも130人以上の方が毎日利用していましたが、大阪市の市政改革により2007年度で廃館となりました。しかし、活動拠点を市民交流センター西成に移管し、「プラザ西成」として運営を当協会が受託することで、延寿荘での活動の継続が実現しました。

生活縁をコンセプトに新しいつながりづくり

新しい事業名は「高齢者地域活動支援事業」。高齢者の自主活動支援が目的の事業です。

ひとりぐらしの多い西成区では、地縁や血縁でのつながりはとても薄くなっています。しかし人は人とのつながりの中で暮らしています。協会がこの事業を受託する際に着目したのは「生活縁」です。

買い物や銭湯など生活の中で他者と出会う場面は多くあります。「顔は知っているが名前も知らず、誰かもわからない」人ですが、生活空間を共にしています。日常普段はどちらも気にもとめない関係ですが、緊急の場合などではこの生活縁は生きてきます。

プラザ西成で活動場所を同じくする生活縁者が点と点のつながりをつくり、この線がまちを創る原動力となります。

困ったときは助け合い、わからないことがあれば教え合い、得意分野は自慢し合い、社会の理不尽には抗議する。生活縁は大きな可能性を秘めています。



プラザ西成の活動は民営隣保館「ゆーとあい」へ

プラザ西成は生活縁をコンセプトに、社会デビュー、地域イベントへの集団参加、趣味活動、交流会の開催、日曜大工や園芸など得意分野を活かした活動、生きがい労働事業団の事務局などの事業を行い、新しい高齢者の関係づくりを行ってきました。

この地域活動支援事業も2013年度末をもって廃止され、高齢者の自主活動は2015年12月に開設される「ゆーとあい」(民営隣保館)に移ることとなります。



お祝いメッセージ

創立20周年、心よりお祝い申し上げます。2007年度の延寿荘廃止反対を一緒に取り組んだ事が、一番の思い出としてございます。また2008年度から高齢者地域活動支援プラザ事業を貴法人が受託し、共に地域の高齢者活動にも取り組んでいただけたことは、私たち老人会も心強く感じました。

これからもこの街でいろいろな取り組みを一緒に進めていきましょう。

西成高齢者 熱と光の会
代表

村田 正夫

ひとり親世帯の支援と当事者の奮闘

職員も利用者も一緒に社会的困難に打ち勝つていこう

1993年7月に大阪市立(当時)西成障害者会館は開所しましたが、その際多くのひとり親世帯のお母さんが職員として採用されました。例えば障害を持つ子どもを抱えた人や、3人の子どもの持つ人、自分の身内に子どもを託し働く人など、それぞれ状況は違いますが、ひとり親として子育てと仕事の両立をしていく姿を見るようになりました。

これは、当時の西成障害者会館の運営団体である大阪市同和事業促進協議会の「社会的困難を抱える人たちを積極的に雇用していく」という職員採用方針があったからです。障害者会館の職員として働く人も利用者も、一緒に社会的困難に打ち勝つていこうという誇るべき方針でもあります。この方針は当協会にも引き継がれています。

ひとり親の当事者組織「トライ!あんぐる」誕生

今まで障害者支援を経験した事のある人はおらず、本人たちも最初は不安を抱えていましたが、今まで困難に立ち向かってきた気力と体力で、全力で仕事に取り組みました。

このときのメンバーを中心に、ひとり親が集まり励まし合うための組織を作ろうという気運が高まり、1996年6月に「トライ!あんぐる」という当事者組織が発足しました。ここにはひとり親のお父さんも参加するなど、今までの「母子家庭」だけではない拡がりがありました。

ひとり親の困難な状況に光をあてる

自分たちで仕事も創り出そうという事で、西天下茶屋商店街の中に福祉用具の店「まざあ」をオープン(現在は閉店)。相談も受けられる店という事もあり、注目されました。当時の相談としてこんなものがありました。「夜勤の際、子どもだけを自宅に残しているがとても不安である。誰かに見てほしい」「子どもが病気の時、仕事を休まざるを得ない」「夏休みに子どもだけ家においておくのは不安」等の悩みがもたらされる中、児童扶養手当の問題が



あがりました。当時の児童扶養手当は18歳到達時の翌月から支給が打ちきりになったり、父子家庭には支給されないなどの問題がありました。当事者にとってはとても大きな問題ですが、社会的には取り上げられる事の無かったこの問題を市役所に問題提起しました。あわせてひとり親世帯支援の充実も訴えました。

行政との交渉など経験の無かった人ばかりですが、市役所も担当者をはじめ真摯に対応してくれました。みんなの想いが届く予感がありました。

「やればできる」当事者活動の力を実感

結果、制度改正された児童扶養手当は、18歳到達時の年度末までの支給となり、父子家庭への支給も遅れさせながら開始されました。また、保育所での延長保育の拡大、病児保育の充実なども行われる事となりました。

ひとり親世帯に対する世間の目は厳しく、「自己責任」ばかり追求されると感じていたみんなは、このような結果に驚きと「やればできる」という感動を覚えました。互いに支え合い、悩み合い、行動を起こす事で良い方向に行く事ができる。大きな経験をしました。

まだまだひとり親世帯の社会環境は充分ではなく、支援や当事者活動は必要です。協会設立20周年を契機に、あらためて考えていきたい問題の一つです。



お祝いメッセージ

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会におかれましては、創立20周年を迎えられましたこと、心よりお祝い申し上げます。闘保育園は、まちかどホームすずらんにおいて、入所児童との交流を積極的に受け入れて頂いております。子どもと高齢者の自然な交流を進めることは、地域の中で人と人がつながるきっかけとなり、それが未来を支える子ども達の力になっていくのではと思っています。

どうぞ今後ともよろしくお願いします。

長橋第2保育所
所長

早野 久美子

当事者に学び、伴走する——ハンセン病問題への取り組み

ハンセン病問題とは

皆さんはハンセン病をご存じですか。ハンセン病は「らい菌」によって引き起こされます。らい菌の病原性は弱く、感染してもほとんど発症せず、1949年頃から日本でも特效薬が普及し、治る病気になりました。しかし法律によって、1907年から1996年まで、療養所入所者は病気が回復しても療養所に強制的に隔離され続けました。長期の隔離政策による偏見によって、患者・回復者はもとより家族までが地域・社会の中で差別を受けました。2009年によく「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」ができました。しかし、福祉の増進や名誉回復をはじめとするハンセン病回復者に関する諸問題は依然、未解決のままです。家族・親族に迷惑がかかってはいけなと、ハンセン病療養所から退所できなかつたり、ふるさとの墓参りにすら帰ることができなかつたりする人が多く存在します。また特に、親族の結婚に差し障るのではないかと心配し、病歴を秘匿されている方が多くいるという現状もあります。(済生会大阪府支部HP「ハンセン病回復者支援センター」より抜粋)

ハンセン病問題との出会い

私たちとハンセン病問題の出会いは、2004年に岡山県の国立ハンセン病療養所を訪問し、入所者の方からいろいろな話をお聞きしたことでした。お話を聞きした人の中に、西成区出身者がおられ、その方の入所に至るまでの経緯、入所後の暮らしなどをお聞きしました。発症以降の生活は人としての権利を踏みじられ、家族と分断され、地域から排除されるいわれ無き差別の繰り返しがありました。

私たちは思いを共有する人たちと共に、大阪市・大阪府に、ハンセン病問題を教訓に、人権啓発の大切さ、差別に「加担」していた社会福祉関係者の反省と学習、回復者の支援などを訴え、啓発ビデオを作成しました。また



大阪出身の回復者で現在療養所で生活されている方たちの里帰り支援に取り組んでいます。

私たちは何を学び行動するか

回復者の方で、療養所を出られて地域生活を送られている方もたくさんおられますが、西成区で生活されている方もおられます。高齢の方ですが、一日一日を大切に楽しくお過ごしようです。当協会職員もお宅にお伺いすることがありますが、苦労話は一切無く、世間話ばかりで職員を和ませて下さいます。ある職員は、「口に出不い苦労をしてこれたのだろう」と言います。また、「私たちを育てているお気持ちなのは」という者もいます。ハンセン病問題を考え、歴史を振り返り、回復者と直に接して、私たちは何を学び行動するのが問われています。

社会復帰の課題はいまだ積み残し

回復者の地域生活での課題の一つに、気軽に活用できる医療機関が少ないことがあげられます。大阪では済生会大阪府支部が率先して対応してくれています。しかし、身近な医療機関での受診はまだこれからとなっています。

地域や周辺の人たちとのつながり方やきっかけづくり、緊急時の対応や連絡などの不安解消、行政サービス・福祉サービスの活用など、いわば「社会復帰」された方たちの課題は残されたままとなっています。当協会ではつながりづくりや「橋渡し」など伴走型のサポートを行っていきます。

ハンセン病回復者の高齢化は進み、当事者の声を聞ける機会は減り続けています。ハンセン病問題を教訓にし、社会福祉とは何かを問い、差別のない社会づくりを進めていくことが、私たちの役割だと思います。

お祝いメッセージ

「社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会」創立20周年にあたり、衷心よりお喜び申し上げます。

いつもは、私ども「いちようの会」の「餅つき交流会」「花見交流会」等での様々な取り組みにご協力やご支援を賜り、心から感謝申し上げます。また、これからも変わらぬ皆様方のハンセン病問題へのご理解とご協力をお願いする次第です。

創立20年の基礎の上に、人権の「自立・参加・共生」のまちづくり(福祉でまちづくり)が、さらに開花していくことを祈念しています。

ハンセン病「関西退所者原告団いちようの会」
会長

宮良 正吉

援護福祉というアプローチ——ヒューマン援護福祉プラザ

困りごと相談から複合的、横断的な生活支援まで

西成区の社会問題の一つとして、「釜ヶ崎(あいりん地域)問題」が挙げられます。この問題は西成区だけでなく、社会構造全体の縮図として捉えられる問題でもあります。貧困、ホームレス、高齢化、単身などの各種課題が重層的に絡まり、問題解決を難しくしています。

当協会では、釜ヶ崎問題をまちの地域課題として捉え、その解決に向けた事業を援護福祉事業と位置づけ、2010年より「ヒューマン援護福祉プラザ」を開設し、活動を行っています。あらゆる困り事相談への対応から福祉サービスの提供まで、一貫した生活支援サービスや、新たな働き方や人とのつきあい方を簡単な作業を通じて学び合う場、高齢者・障害者の専門相談など、横断的な対応をとることで、まちのみんなの利用しやすさを心がけています。

一人ひとり、一步一步、“思いを形に”

まちの人たちの思いは、働くことや新しいつながりを作ることです。また、住まいのことについてもいろいろな相談が出てきています。高齢化が進んでいることもあり、介護サービスとのつきあい方や、介護が必要な状態での住まい方など、援護福祉プラザ開設後5年を経る中で、多種多様な思いを聞かせていただくことができつつあります。

「思いを形に」これは援護福祉プラザスタッフの共通する考え方です。さまざまな困難や関係に苦しみ、闘い、今を生きている人たちの思いは人生そのものです。とりわけ釜ヶ崎ではその思いを強く持っておられる人たちがたくさんいます。一人ひとり、一步一步ですが、援護福祉プラザではその思いとおつきあいをし、共に実現できるよう伴走型の応援をしています。



居場所、出番の存在が心身を癒す

釜ヶ崎の人たちは若い頃からの重労働で、心身に故障を抱えている人たちもたくさんおられます。一方で、医療機関や介護サービスとのつきあい方はあまり得意ではありません。援護福祉プラザでは、こうした医療機関や介護サービスとのつきあい方もご案内しています。また、年をとっても障害があっても働きたいという方がたくさんおられることから、2011年秋より南海電鉄ガード下に「ワークステーション」を開設し、木工や簡単な作業を行っています。働く喜びを仲間と分かち合いながら、休むことなく来られる方が多くいるのも特徴です。仕事と仲間の存在が、身体の調子を良くしてくれたとおっしゃる方もおられます。

釜ヶ崎の中で援護福祉プラザの存在や実績は、まだまだ人に語れるほどのものではありません。しかし、スタッフをはじめとする私たちの思いは、できることから、目の前にある人たちのことから、一つ一つ丁寧に対応していくことだと考えています。まちのみんなにより添いながら、一緒に考え、悩み、喜び、つながり、そして思いを現実にしていくためにがんばっていきます。



お祝いメッセージ

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会の創立20周年誠におめでとうございます。

私が大阪市保健所で2003～2004年に大阪市ハンセン病問題検討委員会の担当をしていた時に、真相究明のための大阪市出身のハンセン病療養所入所者の方々への聞き取り調査や里帰り事業等の際、貴協会の皆様に多大なご協力をいただきましたことにお礼を申し上げるとともに、現在も引き続いてハンセン病問題の解決に向けて積極的に取り組んでおられることに対して敬意を表します。

大阪市健康局 総務部長

柊 武男

競争・淘汰の時代を迎えて——「運営」から「経営」へ

措置から契約へ

社会福祉基礎構造改革の流れを受け、2000年4月に制度施行された介護保険制度をきっかけに、それまで社会福祉の基本となってきた「措置制度」が廃止され、「契約制度」へと転換されました。この意義は大きく、社会福祉が「施し」から「権利」へと移行したこと、「利用者」が「消費者」となったこと、「事業者」と「利用者」が対等と位置づけられたことなど、歴史的な転換となりました。

「保護」の時代から「競争」の時代へ

さらに、これまでさまざまな税制優遇や参入規制が講じられ法制度によって保護されてきた社会福祉の分野で大胆な規制緩和が行われ、株式会社等へも社会福祉事業の道が拓かれました。これにより多数の民間事業所が生まれ、市場原理が働き、社会福祉も「競争」の時代を迎えることになりました。そこでは、同じサービスを提供しているにもかかわらず、納税する民間事業者と非課税の社会福祉法人が併存するという構造的な矛盾をうみだし、民間事業者からフェアな環境づくり(イコールフットィング)を求める声が高まっています。

あわせて、2011年以降、社会福祉法人の内部留保問題が取りざたされるようになり、財務の透明性の確保、ガバナンスの強化、内部留保の地域還元義務化などを盛り込んだ社会福祉法の改定にまで議論が進められています。

このような状況から、法人組織も「運営」から「経営」へ、福祉サービスも商品として選別を受ける時代となりました。

当協会の取り組み

以上のような情勢を踏まえ、当協会においても2007年には、計画期間を3ヵ年とする経営改革プログラムの策定、2010年には、計画期間を6ヵ年とする第一次中期経営計画の策定に取り組みました。あわ



せて、経営状況を「見える化」する独自の指標として「M I C (Management Index for Common)」を設定し、毎年自己研鑽を行っています。

当協会は、以上のような取り組みを通じ、ソーシャル・インクルージョンとエンパワメントという当協会ミッションの推進を図ってきました。

「地域包括ケア」の時代へ

団塊の世代が75歳以上となる2025年問題に象徴されるように、福祉ニーズはますます高度化・多様化することが予測されます。また、生活困窮者をはじめとする貧困問題や多重債務問題、ホームレス問題や密集市街地問題、ハンセン病問題や若者の失業・ニート問題など、社会福祉に課せられた課題は多岐にわたり、非常に高度化・多様化しています。

国はこれからの社会福祉の中心は地域が主体となる「地域包括ケア」と位置づけていますが、「地域立」、「市民立」を標榜し、「福祉でまちづくり」に取り組んできた当協会にとって、こうした流れは成長へのチャンスととらえ、人権を基調とした「自立・参加・共生」社会の実現という設立理念を高らかに掲げ、地域協働による社会福祉の推進の必要性を再認識しています。



お祝いメッセージ

貴協会設立20周年誠におめでとうございます。

1995年の設立以来、「福祉でまちづくり」を実践してこられた貴協会に心より敬意を表します。

私たち西成区北西部まちづくり委員会は、整備の遅れたまちづくりを進めるだけでなく、この街に住み続けていく事を前提としたソフト・ハードの一体的な整備が必要だと考えています。これからも一緒に住民主体のまちづくりを進めていきましょう。

西成区北西部まちづくり委員会
委員長

松向寺 通法

2025年を展望する

1 2025年はどうような社会が予測されるのか

当協会が設立された20年前、1995年当時は「2015年問題への対応」が構想・検討されていました。2015年すなわち今年、団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が65歳以上となる年であり、少子高齢化対策の具体化が必要だと言われていました。いざ迎えてみればやはり少子高齢化が進み、高齢者施策に要する社会保障費や医療費は急増し、取り組まれてきた介護予防策や健康増進施策も、期待通りの効果を出し切れていない現状となっています。「地域包括ケア推進」という、まちぐるみでの支え合いの推進も、高齢社会への対抗策の一つとして取り組まれています。

では、これから10年後の2025年はどういう社会になっているのでしょうか。厚生労働省ではすでに「2025年問題への対応」を具体的に議論しているようです。さまざまな予測数値なども発表されています。

2 少子高齢化と認知症の問題

まず2025年は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる年であり、その高齢化率は30.3%になると予測されています。高齢者人口は3,500万人に達し、そのうち認知症高齢者は約700万人、MCI（軽度認知障害）を加えると800万人以上と言われ、5人に1人は認知症に罹患すると予測されています。（厚労省調査発表2015.1.7より）

厚生労働省は2012年9月に「認知症施策推進総合戦略」（オレンジプラン）を、2015年1月には「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）を公表し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしくくらし続けることができる社会づくりに着手しました。

3 障害者が当たり前に暮らせる社会に変わるのか

障害者福祉を考えてみますと、2025年では現在の障害者の高齢化がさらに進むことが予測されています。障害者の課題は高齢者になることで解決されるわけでもなく、障害者に高齢者施策のみを適用することは乱暴なこととして、2015年3月には、「65歳以上の障害者には介護保険に規定される保険給付が優先されるが、介護保険のみの利用に制限されるという誤解を与えてはならない」との考え方が、厚生労働省より示されています。この基本原則が堅持されることが、2025年に向けても重要となります。

障害者差別解消法が2016年4月より施行されます。障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮、国による啓発普及などが記されていますが、何よりも障害者の権利を正しく認めることが基本となっています。10年後に社会での障害者の地位向上や、合理的配慮の具体化が進んでいるのか、私たち一人ひとりの行動が鍵となります。

また社会保障費の増大を理由とした障害者施策の後退や自己負担の強化などが考えられます。所得保障のない中での自己負担の増大は、障害者の生活破壊につながりかねません。また同居者所得の有無をもって自己負担を求める仕組みも改善が必要です。

4 増大する医療費と負担

2025年に増大する後期高齢者は、現在の医療保険では後期高齢者医療制度に加入することとなります。後期高齢者の一人当たり年間医療費は約92万円であり、国民平均の3倍となります。増大する医療費に対する国民の負担は現在の施策では限界を超えることとなり、抜本的な改革が求められることとなります。

健康管理、健診受診、介護予防などは国民の義務として科せられる可能性があります。また、疾病の早期発見・早期治療のための取り組みも考えられます。特定健診未受診者や、喫煙者が関連疾病にかかった場合に何らかの罰則的措置も十分に考えられます。重複した検査や複数薬使用の給付抑制なども含めて、医療問題は大きなテーマとなります。

5 東京五輪はその後どうなるのかに着目

2020年に東京で開催されるオリンピックに向けての建設需要はすでに始まっています。しかし、過去にあった大阪万博や大規模ニュータウン開発後の失業者問題の再発がオリンピック後に予測されています。大型プロジェクト後の景気の冷え込みによる失業者の急増、そのための社会保障費の増大、社会保障全体への給付抑制、必要な人に必要なものや配慮が届かない時代の到来予測など、不安は大きくなっています。

6 協会設立時に立ち戻って

これまでの歴史から見て、私たちのまち西成は、社会的課題が早期に大きく顕著に現れるという特性を持っています。単身化、高齢化、孤立・孤独、低所得、失業、ホームレスなど枚挙にいとまがありません。またこれらの社会問題が輻輳しているという解決困難な状況にもあります。

当協会はそのような社会や状況、そして生活を自分たちの手で、少しでも良くしていこうという市民たちにより設立されました。では、2025年という協会設立30年を迎えるためにどのような姿勢で臨むのかが問われています。

あらためて、まちを知ることからはじめていきます。まちを知り、人を知り、まちを理解し、人を理解していきます。当然まちや人の持つ課題を知ることとなりますが、このまちや人が持つ強さや、やさしさを理解していきます。協会はネガティブなことだけに対応するのではなく、これまでポジティブに生きてきたまちや人と共に成長していきます。

7 まちの構成員として

西成区北西部は、これまで小学校区単位でさまざまなまちづくりや自治活動が行われ、まちの特性を活かした、いい意味での競い合いが行われてきました。私たちも小学校区単位でのまちづくりを進める一員として、小地域活動を積極的に行っていきます。

協会の資源を活用したまちおこしや既存施策だけではない独自の取り組みを行い、買い物難民や自治活動の停滞といった課題への対応、少子高齢化の進むまちだからこそその住民力向上の仕掛けと協働が、福祉でまちづくりの実践であり、住民ニーズへの対応となります。

8 2025年に向けて

このまちの高齢化が進み、低所得者が住んでいる構図は、10年では変わらないのではないのでしょうか。しかし、住み慣れた地域で暮らし続け、互いに支え合い、ありのままが承認される居場所があり、役割や貢献を感じられる出番がある。私たちはそんなまちづくりを、地域の人たちやパートナー団体と共に進めていきます。

設立から20年、最初は数人の職員が数人の高齢者と向き合っていただけのちっぽけな組織でしたが、社会情勢とあいまって400人近い職員が働く大きな組織となりました。

今は亡き大谷前理事長がよく言っておられた「スタッフが元気でなければ、利用者は元気にならへんで」という言葉を今も思い出します。大きな組織にすることではなく、元気な組織であり続けるようにとの励ましだったのでしょうか。

組織の元気の源はひとえに働く人たちにあると思います。とりわけ介護労働は人が全てであり、その質が求め問われます。30周年に向けて人づくりにさらに取り組んでいくことが、2025年に向けての姿勢だと思います。

設立理念である全ての人が自立し、地域社会に参加し、共に暮らせる共生を実践していきます。

【資料1】社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 歴代役員一覧

	役 職	氏 名	所 属	備 考
第1期 1995年12月28日～1997年12月27日 (理事6名 監事2名)	理事長	大谷 強	関西学院大学教授	
	理事	泉 十次	(社福)大阪水上隣保館山崎保育園園長	1997年7月9日就任
	理事	伊藤雅夫	職員代表	1997年7月8日退任
	理事	乾 繁夫	(社福)大阪市西成区社会福祉協議会会長	
	理事	小池剛史	(医)小池外科院長	1997年7月9日就任
	理事	小林道弘	(財)ヒューマンライツ教育財団	1997年7月9日就任
	理事	砂本貞夫	(株)イズミヤ 総務部長	1997年7月9日就任
	理事	摺木利幸	福祉医療・施設施策運営委員会	1997年7月9日就任
	理事	孫 貴司	職員代表	1997年7月9日就任
	理事	富田一幸	福祉医療・施設施策運営委員会 委員長	
	理事	中田寛二	長橋社会福祉協議会会長	
	理事	中野一男	北津守社会福祉協議会会長	
	監事	摺木 利幸	福祉医療・施設施策運営委員会	1997年7月8日退任
	監事	中西良三郎	松之宮社会福祉協議会相談役	1997年7月9日就任
	監事	山本 秀一	福祉医療・施設施策運営委員会	
第2期 1997年12月28日～1999年12月27日 (理事11名 監事2名)	理事長	大谷 強	関西学院大学教授	
	理事	泉 十次	(社福)大阪水上隣保館山崎保育園園長	
	理事	乾 繁夫	(社福)大阪市西成区社会福祉協議会会長	
	理事	小池剛史	(医)小池外科院長	
	理事	小林道弘	(財)ヒューマンライツ教育財団	
	理事	砂本貞夫	(株)イズミヤ 総務部長	
	理事	摺木利幸	福祉医療・施設施策運営委員会	
	理事	孫 貴司	職員代表	
	理事	富田一幸	福祉医療・施設施策運営委員会 委員長	
	理事	中田寛二	長橋社会福祉協議会会長	
	理事	中野一男	北津守社会福祉協議会会長	
	監事	中西良三郎	松之宮社会福祉協議会相談役	
	監事	山本秀一	福祉医療・施設施策運営委員会	
第3期 1999年12月28日～2001年12月27日 (理事11名 監事2名)	理事長	大谷 強	関西学院大学教授	
	理事	泉 十次	職員代表	
	理事	乾 繁夫	(社福)大阪市西成区社会福祉協議会会長	
	理事	小池剛史	(医)小池外科院長	
	理事	小林道弘	(財)ヒューマンライツ教育財団	
	理事	砂本貞夫	(株)イズミヤ 総務部長	
	理事	摺木利幸	福祉医療・施設施策運営委員会	
	理事	孫 貴司	職員代表	
	理事	富田一幸	福祉医療・施設施策運営委員会 委員長	
	理事	中田寛二	長橋社会福祉協議会会長	
	理事	中野一男	北津守社会福祉協議会会長	
	監事	中西良三郎	松之宮社会福祉協議会相談役	
	監事	山本秀一	福祉医療・施設施策運営委員会	
第4期 2001年12月28日～2003年12月27日 (理事12名 監事2名)	理事長	大谷強	関西学院大学教授	
	理事	泉十次	職員代表	
	理事	乾繁夫	(社福)大阪市西成区社会福祉協議会会長	
	理事	小池剛史	(医)小池外科理事長	
	理事	小林道弘	(財)ヒューマンライツ教育財団理事	
	理事	砂本貞夫	(株)イズミヤ常務取締役	
	理事	摺木利幸	西成地区街づくり委員会事務局次長	
	理事	富田一幸	西成地区街づくり委員会事務局長	
	理事	富田めぐみ	西成障害者会館副館長	
	理事	中野一男	北津守社会福祉協議会会長	
	理事	山田実	NPO釜ヶ崎支援機構理事長	
	理事	吉尾修	同和事業促進西成地区協議会事務局長	
	監事	荒木幹雄	経理経験者	
	監事	阪本寛之	ツルミ診療所	
第5期 2003年12月28日～2005年12月27日 (理事12名 監事2名)	理事長	大谷 強	関西学院大学教授	
	理事	乾 繁夫	(社福)大阪市西成区社会福祉協議会会長	
	理事	小池剛史	(医)小池外科理事長	
	理事	阪本寛之	ツルミ診療所院長	
	理事	砂本貞夫	(株)イズミヤ常務取締役	2004年3月22日退任
	理事	摺木利幸	大阪市西成人権協会協議員	
	理事	孫 貴司	職員代表(高齢者在宅施策支援課マネージャー)	
	理事	富田一幸	西成地区街づくり委員会事務局長	
	理事	富田めぐみ	職員代表(地域福祉推進部マネージャー)	
	理事	中野一男	北津守社会福祉協議会会長	
	理事	橋本雅行	職員代表(障害者就労支援課マネージャー)	
	理事	浜田信夫	(株)イズミヤ総務統括部長	2004年3月23日就任
	理事	山田 實	NPO釜ヶ崎支援機構理事長	
	監事	原田耕三	北津守地区民生委員長	
	監事	吉尾 修	大阪市西成人権協会事務局長	

	役 職	氏 名	所 属	備 考
第6期 2005年12月28日～2007年12月27日 (理事12名 監事2名)	理事長	大谷 強	関西学院大学教授	
	理事	秋山幸三	(株)イズミヤ総務部長	2006年4月1日就任
	理事	乾 繁夫	(社福)大阪市西成区社会福祉協議会会長	
	理事	阪本寛之	ツルミ診療所院長	
	理事	摺木利幸	大阪市西成人権協会協議員	
	理事	孫 貴司	職員代表	
	理事	富田一幸	西成地区街づくり委員会委員長	
	理事	富田めぐみ	職員代表	
	理事	中野一男	北津守社会福祉協議会会長	
	理事	橋本雅行	職員代表	
	理事	牧口弘二	(株)イズミヤ総務部長	2006年3月31日退任
	理事	三島浩一	(社福)大阪自彊館 第二事業部長	
	理事	山田 實	NPO釜ヶ崎支援機構理事長	
	監事	原田耕三	北津守地区民生委員長	
	監事	吉尾 修	大阪市西成人権協会事務局長	
第7期 2007年12月28日～2008年3月31日 (理事12名 監事2名)	理事長	大谷 強	関西学院大学教授	
	理事	秋山幸三	(株)イズミヤ総務部長	
	理事	乾 繁夫	(社福)大阪市西成区社会福祉協議会会長	
	理事	阪本寛之	ツルミ診療所院長	
	理事	摺木利幸	大阪市西成人権協会協議員	
	理事	孫 貴司	職員代表	
	理事	富田一幸	西成地区街づくり委員会委員長	
	理事	富田めぐみ	職員代表	
	理事	中野一男	北津守社会福祉協議会会長	
	理事	橋本雅行	職員代表	
	理事	三島浩一	(社福)大阪自彊館 第二事業部長	
	理事	山田 實	NPO釜ヶ崎支援機構理事長	
	監事	原田耕三	北津守地区民生委員長	
	監事	吉尾 修	大阪市西成人権協会事務局長	
第8期 2008年4月1日～2010年3月31日 (理事7名 監事2名)	理事長	摺木利幸	NPOエスアイ協会理事長	
	理事	乾 繁夫	(社福)大阪市西成区社会福祉協議会会長	
	理事	阪本寛之	医療法人ヒューマンライツ健康協会理事長	
	理事	孫 貴司	職員代表	
	理事	橋本雅行	職員代表	
	理事	三島浩一	(社福)大阪自彊館 理事	
	理事	山田 實	NPO釜ヶ崎支援機構理事長	
	監事	西岡祥典	西岡税経事務所 所長	
	監事	吉尾 修	大阪市西成人権協会事務局長	
第9期 2010年4月1日～2012年3月31日 (理事9名 監事2名)	理事長	摺木利幸	職員代表	
	理事	乾繁夫	(社福)大阪市西成区社会福祉協議会会長	
	理事	阪本寛之	医療法人ヒューマンライツ健康協会理事長	
	理事	白土清治	西成くらし組合 代表	
	理事	松向寺通法	西成区北西部まちづくり委員会 委員長	
	理事	孫 貴司	職員代表	
	理事	橋本雅行	職員代表	
	理事	松田延久	(社福)大阪自彊館 経営企画部本部長	
	理事	山田 實	NPO釜ヶ崎支援機構理事長	
	監事	西岡祥典	西岡税経事務所 所長	
	監事	近藤伸爾	エルム大阪 元所長	
第10期 2012年4月1日～2014年3月31日 (理事9名 監事2名)	理事長	摺木利幸	職員代表	
	理事	阪本寛之	医療法人ヒューマンライツ健康協会理事長	
	理事	白土清治	西成くらし組合 代表	
	理事	松向寺通法	西成区北西部まちづくり委員会 委員長	
	理事	孫 貴司	職員代表	
	理事	田中康夫	西成区社会福祉協議会 理事	
	理事	橋本雅行	職員代表	
	理事	松田延久	(社福)大阪自彊館 第4事業部長	
	理事	山田 實	NPO釜ヶ崎支援機構理事長	
	監事	西岡祥典	西岡税経事務所 所長	
	監事	近藤伸爾	エルム大阪 元所長	
第11期 2014年4月1日～2016年3月31日 (理事6名 監事2名)	理事長	摺木利幸	職員代表	
	理事	酒井喜正	(社福)大阪自彊館常務理事	2015年2月9日退任
	理事	白土清治	西成くらし組合代表	
	理事	孫 貴司	職員代表	
	理事	田中康夫	(社福)西成区社会福祉協議会副会長	
	理事	寺本良弘	NPO法人ヒューマン地域振興協会理事長	
	理事	溝口和彦	(社福)恩賜財団済生会支部大阪府済生会常務理事	2015年2月10日就任
	監事	新生隆信	(社福)阪南福祉事業会 深井中央保育園 園長	
	監事	井上 健	井上健公認会計士事務所 代表	

【資料2】社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 財務諸表(貸借対照表)の推移

貸借対照表 2015年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,399,071,764	流動負債	800,067,850
固定資産	3,937,158,617	固定負債	1,036,695,587
		負債の部合計	1,836,763,437
		純資産の部	
		純資産の部合計	3,499,466,944
資産の部合計	5,336,230,381	負債及び純資産の部合計	5,336,230,381

貸借対照表 2014年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,296,897,457	流動負債	797,618,548
固定資産	3,716,225,857	固定負債	871,374,880
		負債の部合計	1,668,993,428
		純資産の部	
		純資産の部合計	3,344,129,886
資産の部合計	5,013,123,314	負債及び純資産の部合計	5,013,123,314

貸借対照表 2013年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,080,788,628	流動負債	779,892,662
固定資産	3,727,898,038	固定負債	931,700,921
		負債の部合計	1,711,593,583
		純資産の部	
		純資産の部合計	3,097,093,083
資産の部合計	4,808,686,666	負債及び純資産の部合計	4,808,686,666

貸借対照表 2012年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	772,706,600	流動負債	505,002,889
固定資産	3,635,716,123	固定負債	925,926,793
		負債の部合計	1,430,929,682
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,977,493,041
資産の部合計	4,408,422,723	負債及び純資産の部合計	4,408,422,723

貸借対照表 2011年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	905,015,071	流動負債	420,554,600
固定資産	3,083,674,796	固定負債	700,749,172
		負債の部合計	1,121,303,772
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,867,386,095
資産の部合計	3,988,689,867	負債及び純資産の部合計	3,988,689,867

貸借対照表 2010年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	814,542,825	流動負債	305,400,438
固定資産	2,471,529,403	固定負債	308,646,307
		負債の部合計	614,046,745
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,672,025,483
資産の部合計	3,286,072,228	負債及び純資産の部合計	3,286,072,228

貸借対照表 2009年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	710,833,216	流動負債	249,297,876
固定資産	2,423,682,742	固定負債	357,467,289
		負債の部合計	606,765,165
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,527,750,793
資産の部合計	3,134,515,958	負債及び純資産の部合計	3,134,515,958

貸借対照表 2008年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,382,818,056	流動負債	911,053,487
固定資産	2,348,078,170	固定負債	373,788,482
		負債の部合計	1,284,841,969
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,446,054,257
資産の部合計	3,730,896,226	負債及び純資産の部合計	3,730,896,226

貸借対照表 2007年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,324,964,652	流動負債	953,511,689
固定資産	2,434,447,371	固定負債	409,189,146
		負債の部合計	1,362,700,835
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,396,711,188
資産の部合計	3,759,412,023	負債及び純資産の部合計	3,759,412,023

貸借対照表 2006年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,368,375,365	流動負債	967,578,002
固定資産	2,521,991,961	固定負債	436,866,287
		負債の部合計	1,404,444,289
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,485,923,037
資産の部合計	3,890,367,326	負債及び純資産の部合計	3,890,367,326

貸借対照表 2005年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,228,093,518	流動負債	824,773,484
固定資産	2,654,301,410	固定負債	468,702,574
		負債の部合計	1,293,476,058
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,588,918,870
資産の部合計	3,882,394,928	負債及び純資産の部合計	3,882,394,928

貸借対照表 2004年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	938,359,286	流動負債	542,040,867
固定資産	2,761,388,715	固定負債	521,738,192
		負債の部合計	1,063,779,059
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,635,968,942
資産の部合計	3,699,748,001	負債及び純資産の部合計	3,699,748,001

貸借対照表 2003年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	928,660,226	流動負債	551,920,309
固定資産	2,791,703,301	固定負債	595,113,885
		負債の部合計	1,147,034,194
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,573,329,333
資産の部合計	3,720,363,527	負債及び純資産の部合計	3,720,363,527

貸借対照表 2002年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	575,192,623	流動負債	257,574,955
固定資産	2,884,432,957	固定負債	633,797,836
		負債の部合計	891,372,791
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,568,252,789
資産の部合計	3,459,625,580	負債及び純資産の部合計	3,459,625,580

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 財務諸表(貸借対照表)の推移

貸借対照表 2001年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	729,059,225	流動負債	503,364,986
固定資産	2,954,605,339	固定負債	616,833,374
		負債の部合計	1,120,198,360
		純資産の部	
		純資産の部合計	2,563,466,204
資産の部合計	3,683,664,564	負債及び純資産の部合計	3,683,664,564

貸借対照表 2000年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	278,712,999	流動負債	98,392,005
固定資産	1,816,300,017	固定負債	350,870,000
		負債の部合計	449,262,005
		純資産の部	
		純資産の部合計	1,645,751,011
資産の部合計	2,095,013,016	負債及び純資産の部合計	2,095,013,016

貸借対照表 1999年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	878,365,114	流動負債	826,764,064
固定資産	1,858,622,164	固定負債	1,876,926,034
		負債の部合計	2,703,690,098
		純資産の部	
		純資産の部合計	33,297,180
資産の部合計	2,736,987,278	負債及び純資産の部合計	2,736,987,278

貸借対照表 1998年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	259,353,350	流動負債	1,789,352
固定資産	492,878,862	固定負債	52,870,000
		負債の部合計	54,659,352
		純資産の部	
		純資産の部合計	697,572,860
資産の部合計	752,232,212	負債及び純資産の部合計	752,232,212

貸借対照表 1997年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	13,047,151	流動負債	2,982,782
固定資産	276,118,392	固定負債	55,870,000
		負債の部合計	58,852,782
		純資産の部	
		純資産の部合計	230,312,761
資産の部合計	289,165,543	負債及び純資産の部合計	289,165,543

貸借対照表 1996年3月31日 (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	58,058,163	流動負債	50,305,638
固定資産	265,328,190	固定負債	58,870,000
		負債の部合計	109,175,638
		純資産の部	
		純資産の部合計	214,210,715
資産の部合計	323,386,353	負債及び純資産の部合計	323,386,353

編集後記

初めて記念誌の編纂をすることになり、戸惑うばかりでした。とにかく写真の少なさ、中には処分されたものもあり、記録と整理の重要性を痛感しました。

それでも多くのみなさんのご協力により、なんとか記念誌をつくることができました。みなさんに心より感謝を申し上げ、さらなる成長をお約束します。

このまちと共に、
ずっと、もっと。

ヒューマンライツ福祉協会設立20周年記念誌

2016—

ヒューマンライツ福祉協会設立20周年記念誌
このまちと共に、ずっと、もっと。

発行日:2015年12月20日
編集・発行:社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会
〒557-0024 大阪市西成区出城1-6-14
TEL.(06)6636-9900 FAX.(06)6636-9955